

令和8年度学生募集要項

【厚生労働大臣指定】社会福祉士一般養成施設・社会福祉士短期養成施設

社会福祉士科【一般養成課程・短期養成課程】

【厚生労働大臣指定】精神保健福祉士一般養成施設・精神保健福祉士短期養成施設

精神保健福祉士科【一般養成課程・短期養成課程】

学校法人藤仁館学園 Takasaki College of Welfare & Medical

専門学校高崎福祉医療カレッジ

【厚生労働大臣指定校・群馬県認可専修学校】【文部科学大臣 職業実践専門課程認定校】
介護福祉士養成施設／社会福祉士主事養成機関／介護福祉士実務者養成施設
社会福祉士一般養成施設・短期養成施設／精神保健福祉士一般養成施設・短期養成施設
看護師養成所〔通学・3年制〕〔2年課程通信制〕

※2026年4月1日より校名が「藤仁館医療福祉専門学校」に変わります

出願・入学に関するお問い合わせは「入学センター総合受付」までお気軽にお問い合わせ下さい。

☎050-3777-7575 FAX050-3737-4049 E-Mail:tsukyo@tojinkan.ac.jp

【令和7年10月改訂版】

<https://www.tojinkan.ac.jp/>

学生募集要項

1. 募集要項（募集定員・募集地域・学費・入学手続き等）・・・・・・・・・・ P. 1～P. 3
2. 学費に関する補助制度・・・・・・・・・・ P. 4～P. 5
3. 実習について、基礎科目について・・・・・・・・・・ P. 6～P. 7
4. 学習開始の流れ（全課程共通）・・・・・・・・・・ P. 8
5. 社会福祉士科（一般養成課程）入学資格と出願書類一覧・・・・・・・・・・ P. 9
6. 社会福祉士科（短期養成課程）入学資格と出願書類一覧・・・・・・・・・・ P. 10
7. 精神保健福祉士科（一般養成課程）入学資格と出願書類一覧・・・・・・・・・・ P. 11
8. 精神保健福祉士科（短期養成課程）入学資格と出願書類一覧・・・・・・・・・・ P. 12
9. 指定施設と実務経験の範囲について（社会福祉士科）・・・・・・・・・・ P. 13～P. 25
10. 指定施設と実務経験の範囲について（精神保健福祉士科）・・・・・・・・・・ P. 26～P. 33
11. 学校等の範囲・・・・・・・・・・ P. 34
12. 出願書類の記入例・・・・・・・・・・ P. 35～P. 37
13. 各種様式
 - （様式1）入学願書
 - （様式2）質問票
 - （様式3）小論文
 - （様式4）実務経験申告書
 - （様式5）実務経験（見込）証明書（個票） 社会福祉士科 施設・事業所職員用
 - （様式6）実務経験（見込）証明書（個票） 社会福祉士科 医療機関職員用
 - （様式7）実務経験（見込）証明書（個票） 社会福祉士科 社会福祉協議会職員用
 - （様式8）実務経験（見込）証明書（個票） 精神保健福祉士科 医療機関・施設（事業所）職員用
 - （様式9～11）基礎科目履修（見込）証明書 社会福祉士科（短期養成課程）
 - （様式12～15）基礎科目履修（見込）証明書 精神保健福祉士科（短期養成課程）
 - （様式16）推薦書
 - （別紙）入学願書送付用封筒

募集要項

1. 学科及び募集定員

学 科	修業年限	定 員	修業期間
社会福祉士科（一般養成課程）	通信／1年6ヶ月	320名	2026年4月～2027年9月
社会福祉士科（短期養成課程）	通 信／9ヶ月	160名	2026年4月～2026年12月
精神保健福祉士科（一般養成課程）	通信／1年7ヶ月	180名	2026年4月～2027年10月
精神保健福祉士科（短期養成課程）	通 信／9ヶ月	380名	2026年4月～2026年12月

2. 募集対象地域

・青森県	・秋田県	・山形県	・岩手県	・宮城県	・福島県	・茨城県	・栃木県
・群馬県	・埼玉県	・東京都	・千葉県	・神奈川県	・山梨県	・新潟県	・長野県
・富山県	・石川県	・静岡県	・愛知県				

※上記の地域に居住、又は勤務する方が対象となります。

3. 募集期間

	願書受付期間	可否通知	入学手続締切日
第1次募集	2025年6月1日(日)～2025年6月30日(月)	入学願書受付日から 原則2週間後に合 否を通知します	合格通知発行から 原則10日以内を 期限とします
第2次募集	2025年7月1日(火)～2025年7月31日(木)		
第3次募集	2025年8月1日(金)～2025年8月31日(日)		
第4次募集	2025年9月1日(月)～2025年9月30日(火)		
第5次募集	2025年10月1日(水)～2025年10月31日(金)		
第6次募集	2025年11月1日(土)～2025年11月30日(日)		
第7次募集	2025年12月1日(月)～2025年12月29日(月)		
第8次募集	2026年1月4日(日)～2026年1月31日(土)		
第9次募集	2026年2月1日(日)～2026年2月28日(土)		
最終募集	2026年3月1日(日)～2026年3月31日(火)		

※定員に達し次第、締め切らせていただきます。 ※当日消印有効。

4. 受付方法

- 郵送による出願・・・同封されている本校所定の封筒に必要書類を入れ、郵便局窓口より「簡易書留」にて送付ください。
- 持参による出願・・・必要書類を専門学校高崎福祉医療カレッジの各キャンパスへご持参ください。
- インターネットによる出願・・・インターネットより出願後、同封されている本校所定の封筒に必要書類を入れ、郵便局窓口より「簡易書留」にて送付ください。

※一旦受理した書類及び入学検定料は、いかなる理由があっても返還いたしません。

5. 入学検定料 10,000 円

- 入学検定料を金融機関窓口または、自動預払機（ATM）、インターネットバンキングのいずれかで支払ってください。
- お振込を証明する書類のコピーを「入学願書」裏面へ貼付してください。
- 本校各キャンパスにて出願手続きを行う場合は、窓口での現金お取り扱いはしておりませんので、ご了承ください。
- 一度納入した入学検定料はいかなる場合も返還いたしません。

【振込先】お振込みは以下のどちらかの口座にお振込みください。

群馬銀行 高崎栄町支店 普通 口座番号 0855689	高崎信用金庫 東支店 普通 口座番号 2157478
がっこうほうじん とうじんかんがくえん りじちよう さとう りつお 学 校 法 人 藤 仁 館 学 園 理 事 長 佐 藤 律 夫	がっこうほうじん とうじんかんがくえん りじちよう さとう りつお 学 校 法 人 藤 仁 館 学 園 理 事 長 佐 藤 律 夫

6. 出願区分

- 施設推薦出願・・・【出願資格】入学資格を満たす者で所属している施設の長、管理者等から推薦が得られる者
「(様式16) 推薦書」を提出してください。
- 特定施設推薦出願・・・【出願資格】上記の施設推薦出願のうち、当校の指定する対象施設（当校の実習契約先等）からの推薦による者「(様式16) 推薦書」を提出してください。
- 藤仁館グループ校出願・・・【出願資格】入学資格を満たす者で下記のいずれかの条件を満たす者
「(様式2) 質問票」に修了又は、在籍の講座名を記入し、修了証又は、受講証等のコピーを添付してください。
 - ① 本校の他学科に在籍・在学している者、または卒業した者
 - ② 本校が行う各講習会等を受講している者、または修了した者
 - ③ グループ校である「高崎福祉カレッジ」「高崎福祉カレッジ太田校」「藤仁館医療福祉カレッジ池袋校」「藤仁館医療福祉カレッジ大宮校」「藤仁館医療福祉カレッジ熊谷校」「藤仁館医療福祉カレッジ南浦和校」「藤仁館医療福祉カレッジ横浜校」「藤仁館医療福祉カレッジ北千住校」が行う各講習会・講座等を受講している者、または修了した者
- 一般出願・・・上記出願以外の者

7. 選考方法

- 書類審査による
但し、選考上面接審査を行う場合もあります。
面接審査を実施する場合、選考結果は面接終了後2週間以内に通知いたします。

8. 小論文

次の課題について本校所定の用紙にお書きください。

- 社会福祉士科（一般養成課程・短期養成課程）

あなたが社会福祉士を目指す理由について

400字以上 600字以内で記入してください。

- 精神保健福祉士科（一般養成課程・短期養成課程）

あなたが精神保健福祉士を目指す理由について

400字以上 600字以内で記入してください。

9. 合否通知

- 選考結果の合否については、受験者本人に郵送にてお知らせいたします。
(入学願書受付日から原則2週間後に合否を通知します。)
- 選考に関する問い合わせには一切応じられませんので、予めご了承ください。

10. 入学手続き

- 合格者には「合格通知書」とともに入学手続き書類を送付いたしますので、入学手続き締切日までに手続きを完了してください。

《入学辞退について》

入学辞退する場合は、本校通信教育部へ電話でその旨を連絡するとともに「入学辞退届」（受験番号、氏名、住所、入学辞退理由を記入したもの 様式任意）を提出してください。

2026年3月31日までに入学辞退を申し出た場合のみ、入学金を除く納入金を返還いたしますので、振込先をお知らせください。なお、振込手数料はご負担いただきます。

2026年4月1日以降の入学辞退については入学金を含む納入金は返還できませんのでご注意ください。

11. 学費 （※学費についてはご出願いただいた後に、改めて支払い方法等をご案内します。）

◆ 社会福祉士科（一般養成課程）

出願区分	入学金	授業料	実習費	合計納付額	
				実習免除	実習有
一般出願	30,000 円	300,000 円	170,000 円 ※1	330,000 円	500,000 円
施設推薦出願		290,000 円		320,000 円	490,000 円
特定施設推薦出願		280,000 円		310,000 円	480,000 円
藤仁館グループ校出願		280,000 円		310,000 円	480,000 円

※1 精神保健福祉士養成施設等で実習を履修している場合は、実習時間が一部免除のため、実習費は 130,000 円となります。

◆ 社会福祉士科（短期養成課程）

出願区分	入学金	授業料	実習費	合計納付額	
				実習免除	実習有
一般出願	30,000 円	200,000 円	170,000 円 ※1	230,000 円	400,000 円
施設推薦出願		190,000 円		220,000 円	390,000 円
特定施設推薦出願		180,000 円		210,000 円	380,000 円
藤仁館グループ校出願		180,000 円		210,000 円	380,000 円

※1 精神保健福祉士養成施設等で実習を履修している場合は、実習時間が一部免除のため、実習費は 130,000 円となります。

◆ 精神保健福祉士科（一般養成課程）

出願区分	入学金	授業料	実習費	合計納付額	
				実習免除	実習有
一般出願	30,000 円	305,000 円	230,000 円 ※2	335,000 円	565,000 円
施設推薦出願		295,000 円		325,000 円	555,000 円
特定施設推薦出願		285,000 円		315,000 円	545,000 円
藤仁館グループ校出願		285,000 円		315,000 円	545,000 円

※2 社会福祉士養成施設等で実習を履修している場合は、実習時間が一部免除のため、実習費は 160,000 円となります。

◆ 精神保健福祉士科（短期養成課程）

出願区分	入学金	授業料	実習費	合計納付額	
				実習免除	実習有
一般出願	30,000 円	200,000 円	260,000 円 ※3	230,000 円	490,000 円
施設推薦出願		190,000 円		220,000 円	480,000 円
特定施設推薦出願		180,000 円		210,000 円	470,000 円
藤仁館グループ校出願		180,000 円		210,000 円	470,000 円

※3 社会福祉士養成施設等で実習を履修している場合は、実習時間が一部免除のため、実習費は 198,000 円となります。

◆ 上記以外に、諸経費 5,000 円とテキスト代が必要となります。

- 学費・その他諸経費は原則一括納入とします。
- テキスト代は合格通知時に購入申込書を配布します。

※（参考）2025 年度テキスト代… 社会福祉士科一般：62,810 円 社会福祉士科短期：19,140 円
精神保健福祉士科一般：64,790 円 精神保健福祉士科短期：29,150 円

学費に関する補助制度

1. 教育ローン制度

藤仁館提携教育ローン「学費サポートプラン」をご用意しております。提携教育ローンは一般の教育ローンに比べ、金利や手続きで優遇されます。学校ホームページよりいつでもお申し込みが可能ですので、ご自身でお手続きください。

2. 教育訓練給付制度

- 専門実践教育訓練給付制度 対象課程：社会福祉士科（一般・短期）、精神保健福祉士科（一般・短期）

受講生本人が教育訓練施設に支払った教育訓練経費の50%に相当する額が修了後に国から支給されます。

希望される方は 2026年3月17日までに所定の手続きを行う必要があります。

※詳細はハローワークにてご確認ください

教育訓練講座名	教育訓練施設の 名称 ※	受講開始日 修了予定日	訓練 期間	指定番号
社会福祉士科一般養成課程（通信） 実習あり	専門学校高崎福祉 医療カレッジ	2026年4月1日～ 2027年9月30日	18月間	1010004-2120011-4
社会福祉士科一般養成課程（通信） 実習免除	専門学校高崎福祉 医療カレッジ	2026年4月1日～ 2027年9月30日	18月間	1010004-1820011-4
社会福祉士科短期養成課程（通信） 実習あり	専門学校高崎福祉 医療カレッジ	2026年4月1日～ 2026年12月31日	9月間	1010004-2220011-4
社会福祉士科短期養成課程（通信） 実習免除	専門学校高崎福祉 医療カレッジ	2026年4月1日～ 2026年12月31日	9月間	1010004-1620011-4
精神保健福祉士科一般養成課程 （通信）実習あり	専門学校高崎福祉 医療カレッジ	2026年4月1日～ 2027年10月31日	19月間	1010004-2320031-0
精神保健福祉士科一般養成課程 （通信）実習免除	専門学校高崎福祉 医療カレッジ	2026年4月1日～ 2027年10月31日	19月間	1010004-2320021-7
精神保健福祉士科短期養成課程 （通信）実習 210 時間	専門学校高崎福祉 医療カレッジ	2026年4月1日～ 2026年12月31日	9月間	1010004-2020021-7
精神保健福祉士科短期養成課程 （通信）実習 150 時間	専門学校高崎福祉 医療カレッジ	2026年4月1日～ 2026年12月31日	9月間	1010004-2020011-4
精神保健福祉士科短期養成課程 （通信）実習免除	専門学校高崎福祉 医療カレッジ	2026年4月1日～ 2026年12月31日	9月間	1010004-1420021-7

※2026年4月1日より、教育訓練施設の名称が「藤仁館医療福祉専門学校」に変わります。

3. 紹介入学制度 （※藤仁館グループ出願と紹介入学は併用できません）

- 下記の①～③の条件のうち、いずれかに当てはまる方からの紹介で入学された場合には、入学者の方は授業料から5000 円を免除、また紹介者の方へ 3000 円分の商品券をお渡しします。（2026 年 7 月以降予定）
- ①本校の他学科に在籍・在学している、又は卒業した方
 - ②本校が行う各講習会等を受講している、又は修了した方
 - ③藤仁館グループ校が行う各講習会・講座等を受講している、又は修了した方
- 利用希望の方は、下記の「紹介入学確認票」に必要事項をご記入の上、①～③の条件に該当することが確認できる書類（修了証、受講証の写しなど）を併せて、出願書類に同封してください。
- ※「受験対策講座」など確認できる書類がない場合には、「受講年」「紹介者名」を正確にご記入の上ご提出ください。
- ※この制度は出願時のみ利用が可能です。入学手続き後の利用はできませんのでご了承ください。

【切り取り】

※コピーをお使いいただいても構いません

紹介入学確認票

※個人情報の取り扱いに関して、必ず紹介者の方の承認を得たうえで、紹介者名、紹介者住所、紹介者電話番号をご記入ください。なお、記入がない場合、紹介者割引制度の利用はできません。

氏名			
紹介者名			
紹介者住所	〒		
紹介者電話番号	()		
受講講座名		受講年	年
確認書類	添付した確認書類に☑をお願いします。 ☐ 修了証（写し） ☐ 受講証（写し） ☐ その他（ ）		

（※藤仁館グループ出願と紹介入学は併用できません）

実習について

1. 現場実習について

●社会福祉士科（一般養成課程・短期養成課程）

入学前までに、指定された施設・職種での実務経験が1年未満の方は『ソーシャルワーク実習』の履修が必要となります。該当する方は、所定の期間内に当校の指定する施設・機関にて240時間（約32日間）以上の現場実習を実施します。種別の異なる施設・機関2ヶ所以上で実習します。

※精神保健福祉士養成施設における「精神保健福祉援助実習」、介護福祉士養成施設における「介護実習」を履修済の場合は、実習のうち60時間を免除にできます。

●精神保健福祉士科（一般養成課程・短期養成課程）

入学前までに、指定された施設・職種での実務経験が1年未満の方は『ソーシャルワーク実習』の履修が必要となります。該当する方は、所定の期間内に指定する施設・機関にて福祉施設で120時間（約16日間）以上、医療機関で90時間（約12日間）以上の現場実習を実施します。

※社会福祉士養成施設における「相談援助実習」を履修済の場合は、福祉施設120時間のうち60時間を免除にできます。

2. 実習免除制度について

以下の手続きにより、ソーシャルワーク実習が免除されます。

- 対象者・・・入学前日（2026年3月31日まで）に、実務経験に該当する施設における指定された職種にて1年以上の実務経験がある者。
- 手続き方法・・・出願時に「実務経験申告書」「実務経験（見込）証明書（個票）」を提出してください。

基礎科目について

大学等において基礎科目を履修し、本校の短期養成課程に出願する方は本校所定の「基礎科目履修（見込）証明書」（様式9～15）を出願時に提出してください。

【社会福祉士科短期養成課程】

※平成21年3月までの入学者

- (1) 社会福祉原論
- (2) 老人福祉論
- (3) 児童福祉論
- (4) 障害者福祉論
- (5) 次に挙げる科目のうち1科目
心理学、社会学、法学
- (6) 次に挙げる科目のうち1科目
社会保障論、公的扶助論、地域福祉論

（注意）大学等において開講している科目の名称等が異なる場合があります。履修状況については、大学等にお問い合わせください。

※平成21年4月から令和3年3月までの入学者

- (1) 次に挙げる科目のうち1科目
人体の構造と機能及び疾病、心理学理論と心理的支援、社会理論と社会システム
- (2) 社会調査の基礎
- (3) 相談援助の基盤と専門職
- (4) 福祉行財政と福祉計画
- (5) 福祉サービスの組織と経営
- (6) 社会保障
- (7) 高齢者に対する支援と介護保険制度
- (8) 障害者に対する支援と障害者自立支援制度
- (9) 児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度
- (10) 低所得者に対する支援と生活保護制度
- (11) 保健医療サービス
- (12) 次に挙げる科目のうち1科目
就労支援サービス、権利擁護と成年後見制度、更生保護制度

（注意）大学等において開講している科目の名称等が異なる場合があります。履修状況については、大学等にお問い合わせください。

※令和3年4月以降入学者

- (1) 医学概論
- (2) 心理学と心理的支援
- (3) 社会学と社会システム
- (4) 社会保障
- (5) 権利擁護を支える法制度
- (6) 高齢者福祉
- (7) 障害者福祉
- (8) 児童・家庭福祉
- (9) 貧困に対する支援
- (10) 保健医療と福祉
- (11) 刑事司法と福祉
- (12) ソーシャルワークの基盤と専門職
- (13) ソーシャルワークの基盤と専門職（専門）
- (14) 社会福祉調査の基礎
- (15) 福祉サービスの組織と経営
- (16) ソーシャルワーク演習

（注意）大学等において開講している科目の名称等が異なる場合があります。履修状況については、大学等にお問い合わせください。

【精神保健福祉士科短期養成課程】

※平成21年3月までの入学者

（旧カリキュラム）

- (1) 社会福祉原論
- (2) 次に挙げる科目のうち1科目
 - ①心理学
 - ②社会学
 - ③法学
- (3) 次に挙げる科目のうち1科目
 - ①社会保障論
 - ②公的扶助論
 - ③地域福祉論
- (4) 医学一般
- (5) 精神保健福祉援助技術総論

（注意）大学等において開講している科目の名称等が異なる場合があります。履修状況については、大学等にお問い合わせください。

※平成21年4月から平成24年3月までの入学者
（新カリキュラム）

- (1) 次に挙げる科目のうち1科目
 - ①人体の構造と機能及び疾病
 - ②心理学理論と心理的支援
 - ③社会理論と社会システム
- (2) 社会保障
- (3) 福祉行財政と福祉計画
- (4) 低所得者に対する支援と生活保護制度
- (5) 保健医療サービス
- (6) 権利擁護と成年後見制度
- (7) 精神保健福祉援助技術総論

（注意）大学等において開講している科目の名称等が異なる場合があります。履修状況については、大学等にお問い合わせください。

※平成24年4月から令和3年3月までの入学者
（新カリキュラム）

- (1) 次に挙げる科目のうち1科目
 - ①人体の構造と機能及び疾病
 - ②心理学理論と心理的支援
 - ③社会理論と社会システム
- (2) 現代社会と福祉
- (3) 地域福祉の理論と方法
- (4) 社会保障
- (5) 低所得者に対する支援と生活保護制度
- (6) 福祉行財政と福祉計画
- (7) 保健医療サービス
- (8) 権利擁護と成年後見制度
- (9) 障害者に対する支援と障害者自立支援制度
- (10) 精神保健福祉相談援助の基盤（基礎）
- (11) 精神保健福祉援助演習（基礎）

（注意）大学等において開講している科目の名称等が異なる場合があります。履修状況については、大学等にお問い合わせください。

※令和3年4月以降入学者

- (1) 医学概論
- (2) 心理学と心理的支援
- (3) 社会学と社会システム
- (4) 社会福祉の原理と政策
- (5) 地域福祉と包括的支援体制
- (6) 社会保障
- (7) 障害者福祉
- (8) 権利擁護を支える法制度
- (9) 刑事司法と福祉
- (10) 社会福祉調査の基礎
- (11) ソーシャルワークの基盤と専門職
- (12) ソーシャルワーク演習

（注意）大学等において開講している科目の名称等が異なる場合があります。履修状況については、大学等にお問い合わせください。

出願から学習開始までの流れ（全課程共通）

①出願書類を揃えます

各課程の該当ページを参照し、必要な書類を揃えてください。

②出願書類を提出します （郵送 or 窓口へ持参）

入学検定料を納入の上、郵送または持参、インターネットにて出願書類を提出してください。書類が不足している場合は、受付できませんので提出前に必ず確認してください。※入学検定料及び提出された書類はいかなる場合も返還いたしません。

③入学選考

書類審査にて選考を行います。選考結果の可否については、受験者本人に郵送にてお知らせいたします。

選考に関する問い合わせには一切応じられませんので、予めご了承ください。

④入学手続

合格者には「合格通知書」とともに入学手続き書類を送付いたしますので、入学手続締切日までに学費の支払い等の正式な入学手続きを完了してください。

⑤教材送付

3月中旬に教材(学習指導書、スクーリング出席カード、その他)を送付いたします。学習指導書に沿って学習準備を進めてください。

⑥学習ガイダンス & 学習開始

2月～4月の間に学習ガイダンスを実施し、学習の流れや具体的な履修科目・レポート作成に関する指導を行います。

《入学選考についての注意事項》

出願に必要な書類全てのご提出がないと入学選考は行われません。

不足する各証明書の取り寄せに時間がかかる場合は、事務局までお知らせください。

《出願に関する個人情報の取り扱いについて》

専門学校高崎福祉医療カレッジでは、個人情報（住所・氏名・電話番号などの個人を識別できる情報）の保護にあたって適切な管理体制に基づき取り扱っております。なお、出願書類に記載された個人情報は、資料送付・その他のご案内に関する連絡など、入学選考に関わる事にものみ使用させていただきます。

個人情報保護に関する取り組みは、継続的に見直し、改善・向上をはかります。

1. 入学資格

下記のいずれかに該当する者

- (1) 学校教育法に基づく大学を卒業した者、その他その者に準ずるものとして社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（以下「施行規則」という）第1条の3第3項各号で定める者
- (2) 学校教育法に基づく短期大学（修業年限が3年であるものに限る）を卒業した者（夜間又は通信による学科を卒業した場合を除く）、その他その者に準ずるものとして施行規則第1条の3第6項各号に掲げる者であって、指定施設において1年以上相談援助の業務に従事した者
- (3) 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校を卒業した者、その他その者に準ずるものとして、施行規則第1条の3第9項各号に掲げる者であって、指定施設において2年以上相談援助の業務に従事した者
- (4) 指定施設において4年以上相談援助の業務に従事した者

2. 出願書類

○…必ず提出

△…該当者のみ提出

—…提出の必要なし

提出書類	入学資格				備考
	(1)	(2)	(3)	(4)	
入学願書 (様式1)	○	○	○	○	本校所定のもの（顔写真貼付） 裏面に入学検定料の「振込通知書」を貼付すること
質問票 (様式2)	○	○	○	○	本校所定のもの
小論文 (様式3)	○	○	○	○	本校所定のもの (400字以上 600字以内)
実務経験申告書 (様式4)	△*1	○	○	○	本校所定のもの ※複数の事業所にて証明を受ける場合は所定用紙をコピーして使用してください
実務経験(見込)証明書(個票) (様式5～7)	△*1	○	○	○	
精神保健福祉援助実習・ 介護実習履修証明書	△*2	-	-	-	精神保健福祉援助実習、又は介護実習を履修している場合、履修した教育機関による「履修証明書」を提出してください ※科目名と履修の有無が確認できる証明書ならば可
推薦書 (様式16)	△	△	△	△	本校所定のもの ※施設推薦出願を希望する者
検定料の振込明細書	○	○	○	○	振込を証明する書類（コピー可） ※必ず「願書」裏面に添付してください
入学資格に該当する学歴の 卒業証明書	○	○	○	-	※出願前3か月以内に発行されたもの ※原本の提出となります。また、「卒業証書」ではありません
戸籍抄本	△	△	△	△	証明書等の氏名と現在の氏名が異なる場合は提出してください

*1…相談援助の実務経験が1年以上ある方で実習の免除を希望する場合、提出が必要となります。詳細はP.6をご覧ください。

*2…実務経験がない方で精神保健福祉援助実習又は介護実習を履修している場合は、実習が一部免除になりますので、ご提出ください。

●指定施設における相談援助業務の範囲は、P.13～P.25をご覧ください。

●卒業証明書、実務経験申告書、実務経験証明書(個票)は見込で出願できます。入学後に改めて必要期間を満たした証明書を再提出してください。

1. 入学資格

下記のいずれかに該当する者

- (1) 学校教育法に基づく大学において基礎科目を修めて卒業した者、又は施行規則第1条の3第2項各号に掲げる者
- (2) 学校教育法に基づく短期大学（修業年限が3年であるものに限る）において基礎科目を修めて卒業した者（夜間又は通信による学科を卒業した場合を除く）。又は施行規則第1条の3第5項各号に掲げる者であって、指定施設において1年以上相談援助の業務に従事した者
- (3) 学校教育法に基づく短期大学において基礎科目を修めて卒業した者又は施行規則第1条の3第8項各号に掲げる者であって、指定施設において2年以上相談援助の業務に従事した者
- (4) 社会福祉法第19条第1項第二号に規定する養成機関（社会福祉主事養成機関）の課程を修了した者であって、修了後に指定施設において2年以上相談援助業務に従事した者（大学等で取得した社会福祉主事は該当しません）
- (5) 児童福祉法に定める児童福祉司、身体障害者福祉法に定める身体障害者福祉司、社会福祉法に定める福祉に関する事務所に置かれる同法第15条第1項第一号に規定する所員、知的障害者福祉法に定める知的障害者福祉司並びに老人福祉法第6条及び第7条に規定する社会福祉主事であった期間が4年以上である者

2. 出願書類

○…必ず提出 △…該当者のみ提出 ……提出の必要なし

提出書類	入学資格					備考
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	
入学願書 (様式1)	○	○	○	○	○	本校所定のもの（顔写真貼付） 裏面に入学検定料の「振込通知書」を貼付すること
質問票 (様式2)	○	○	○	○	○	本校所定のもの
小論文 (様式3)	○	○	○	○	○	本校所定のもの (400字以上600字以内)
実務経験申告書 (様式4)	△*1	○	○	○	○	本校所定のもの ※複数の事業所にて証明を受ける場合は所定用紙をコピーして使用してください
実務経験(見込)証明書(個票) (様式5～7)	△*1	○	○	○	○	
精神保健福祉援助実習・ 介護実習履修証明書	△*2	-	-	-	-	精神保健福祉援助実習、又は介護実習を履修している場合、履修した教育機関による「履修証明書」を提出してください ※科目名と履修の有無が確認できる証明書ならば可
推薦書 (様式16)	△	△	△	△	△	本校所定のもの ※施設推薦出願を希望する者
検定料の振込明細書	○	○	○	○	○	振込を証明する書類（コピー可） ※必ず「願書」裏面に添付してください
入学資格に該当する学歴の 卒業証明書	○	○	○	-	-	※出願前3か月以内に発行されたもの ※原本の提出となります。また、「卒業証書」ではありません
基礎科目履修証明書 (様式9～11)	○	○	○	-	-	本校所定のもの
社会福祉主事養成機関 修了証明書	-	-	-	○	-	※出願前3か月以内に発行されたもの ※原本の提出となります。また、「修了証」ではありません
戸籍抄本	△	△	△	△	△	証明書等の氏名と現在の氏名が異なる場合は提出してください

*1…相談援助の実務経験が1年以上ある方で実習の免除を希望する場合、提出が必要となります。詳細はP.6をご覧ください。

*2…実務経験がない方で精神保健福祉援助実習又は介護実習を履修している場合は、実習が一部免除になりますので、ご提出ください。

●指定施設における相談援助業務の範囲は、P.13～P.25をご覧ください。

●卒業証明書、実務経験申告書、実務経験証明書(個票)は見込で出願できます。入学後に改めて必要期間を満たした証明書を再提出してください。

1. 入学資格

下記のいずれかに該当する者

- (1) 学校教育法に基づく大学を卒業した者、その他その者に準ずるものとして精神保健福祉士施行規則（以下「施行規則」という）第1条の2第3項各号で定める者
- (2) 学校教育法に基づく短期大学（修業年限が3年であるものに限る）を卒業した者（夜間又は通信による学科を卒業した場合を除く）、その他その者に準ずるものとして施行規則第1条の2第6項各号に掲げる者であって、指定施設において1年以上相談援助の業務に従事した者
- (3) 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校を卒業した者、その他その者に準ずるものとして、施行規則第1条の2第9項に掲げる者であって、指定施設等において2年以上相談援助の業務に従事した者
- (4) 指定施設において4年以上相談援助の業務に従事した者

2. 出願書類

○…必ず提出

△…該当者のみ提出

―…提出の必要なし

提出書類	入学資格				備考
	(1)	(2)	(3)	(4)	
入学願書 (様式1)	○	○	○	○	本校所定のもの（顔写真貼付） 裏面に入学検定料の「振込通知書」を貼付すること
質問票 (様式2)	○	○	○	○	本校所定のもの
小論文 (様式3)	○	○	○	○	本校所定のもの (400字以上600字以内)
実務経験申告書 (様式4)	△*1	○	○	○	本校所定のもの ※複数の事業所にて証明を受ける場合は所定用紙を コピーして使用してください
実務経験(見込)証明書(個票) (様式8)	△*1	○	○	○	
相談援助実習履修証明書	△*2	-	-	-	相談援助実習を履修している場合、履修した教育機関による「履修証明書」を提出してください ※科目名と履修の有無が確認できる証明書ならば可
推薦書 (様式16)	△	△	△	△	本校所定のもの ※施設推薦出願を希望する者
検定料の振込明細書	○	○	○	○	振込を証明する書類（コピー可） ※必ず「願書」裏面に添付してください
入学資格に該当する学歴の 卒業証明書	○	○	○	-	※出願前3か月以内に発行されたもの ※原本の提出となります。また、「卒業証書」ではありません
戸籍抄本	△	△	△	△	証明書等の氏名と現在の氏名が異なる場合は提出してください

*1…相談援助の実務経験が1年以上ある方で実習の免除を希望する場合、提出が必要となります。詳細はP.6をご覧ください。

*2…実務経験がない方で社会福祉士の相談援助実習を履修している場合は、実習が一部免除になりますので、ご提出ください。

●指定施設における相談援助業務の範囲は、P.26～P.33をご覧ください。

●卒業証明書、実務経験申告書、実務経験証明書(個票)は見込で出願できます。入学後に改めて必要期間を満たした証明書を再提出してください。

1. 入学資格

下記のいずれかに該当する者

- (1) 学校教育法に基づく大学において基礎科目を修めて卒業した者、その他その者に準ずるものとして施行規則第1条の2第2項に規定する者
- (2) 学校教育法に基づく短期大学（修業年限が3年であるものに限る）において基礎科目を修めて卒業した者（夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。）その他その者に準ずるものとして施行規則第1条の2第5項に規定する者であって、指定施設において1年以上相談援助の業務に従事した者
- (3) 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校において基礎科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして、施行規則第1条の2第8項に規定する者であって、指定施設において2年以上の相談援助の業務に従事した者
- (4) 社会福祉士

2. 出願書類

○…必ず提出

△…該当者のみ提出

—…提出の必要なし

提出書類	入学資格				備考
	(1)	(2)	(3)	(4)	
入学願書 (様式1)	○	○	○	○	本校所定のもの（顔写真貼付） 裏面に入学検定料の「振込通知書」を貼付すること
質問票 (様式2)	○	○	○	○	本校所定のもの
小論文 (様式3)	○	○	○	○	本校所定のもの (400字以上 600字以内)
実務経験申告書 (様式4)	△*1	○	○	△*1	本校所定のもの ※複数の事業所にて証明を受ける場合は所定用紙をコピーして使用してください
実務経験(見込)証明書(個票) (様式8)	△*1	○	○	△*1	
相談援助実習履修証明書	△*2	-	-	△*2	相談援助実習を履修している場合、履修した教育機関による「履修証明書」を提出してください ※科目名と履修の有無が確認できる証明書ならば可
推薦書 (様式16)	△	△	△	△	本校所定のもの ※施設推薦出願を希望する者
検定料の振込明細書	○	○	○	○	振込を証明する書類（コピー可） ※必ず「願書」裏面に添付してください。
入学資格に該当する学歴の卒業証明書	○	○	○	-	※出願前3か月以内に発行されたもの ※原本の提出となります。また、「卒業証書」ではありません
基礎科目履修証明書 (様式12～15)	○	○	○	-	本校所定のもの
社会福祉士登録証の写し	-	-	-	○	2024年度社会福祉士国家試験合格見込の場合、「受験票の写し」合格した方は「合格証書の写し」を提出し、入学後に「社会福祉士登録証の写し」をご提出ください*3
戸籍抄本	△	△	△	△	証明書等の氏名と現在の氏名が異なる場合は提出してください

*1…相談援助の実務経験が1年以上ある方で実習の免除を希望する場合、提出が必要となります。詳細はP.6をご覧ください。

*2…実務経験がない方で社会福祉士の相談援助実習を履修している場合は、実習が一部免除になりますので、ご提出ください。

*3…合格見込で出願された方については、合格が確定するまで当校からの入学関係書類の発送はありません。

●指定施設における相談援助業務の範囲は、P.26～P.33をご覧ください。

●卒業証明書、実務経験申告書、実務経験証明書(個票)は見込で出願できます。入学後に改めて必要期間を満たした証明書を再提出してください。

社会福祉士における実務経験に該当する施設及び相談援助業務の範囲

次の施設・事業所において福祉に関する相談援助業務に1年以上従事した者は、社会福祉士に必要な実務経験を有するものと認められます。

実務経験申告書には「施設種類」「相談援助業務の実務経験と認められる職種」を確認し該当するものを記入してください。

*記載されている実務経験は2025年9月30日時点のものであり、変更になる場合がございますので予めご了承ください。

高 齢 者 分 野			
施設種類			相談援助業務の実務経験として認められる職種
介護保険法	介護保険施設	指定介護老人福祉施設	生活相談員
			介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)
		介護老人保健施設	支援相談員、相談指導員
			介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)
		介護医療院	介護支援専門員
		指定介護療養型医療施設	(配置基準により配置されている資格保有者に限る)
	地域包括支援センター		包括的支援事業に係る業務を行う職員 (※5) (保健師、主任介護支援専門員等)
	指定特定施設入居者生活介護を行う施設 (指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う施設 指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う施設を含む)		生活相談員
	指定通所介護を行う施設 (基準該当通所介護を行う施設 指定地域密着型通所介護を行う施設 指定介護予防通所介護を行う施設 基準該当介護予防通所介護を行う施設 第一号通所事業を行う施設 (※6) 指定認知症対応型通所介護を行う施設 指定介護予防認知症対応型通所介護を行う施設を含む)		生活相談員
	指定短期入所生活介護を行う施設 (基準該当短期入所生活介護を行う施設 指定介護予防短期入所生活介護を行う施設 基準該当介護予防短期入所生活介護を行う施設を含む)		生活相談員
	指定通所リハビリテーションを行う施設 (指定介護予防通所リハビリテーションを行う施設を含む ※介護老人保健施設において実施されているものに限る)		支援相談員
	指定短期入所療養介護を行う施設 (指定介護予防短期入所療養介護を行う施設を含む ※介護老人保健施設において実施されているものに限る)		支援相談員
	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う施設		オペレーター
	指定夜間対応型訪問介護を行う施設		オペレーションセンター従業者
	指定小規模多機能型居宅介護を行う施設 (指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行う施設を含む)		介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)
	指定認知症対応型共同生活介護を行う施設 (指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行う施設を含む)		介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)

介護保険法	指定複合型サービスを行う施設	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)
	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う施設	生活相談員
		介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)
	居宅介護支援事業を行っている事業所	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)
	介護予防支援事業を行っている事業所	担当職員
老人福祉法	第一号介護予防支援事業を行っている事業所	担当職員
	養護老人ホーム	生活相談員
	特別養護老人ホーム (地域密着型特別養護老人ホームを含む)	生活相談員
	軽費老人ホーム (都市型軽費老人ホーム、軽費老人ホーム(A型、B型) ケアハウスを含む)	生活相談員
		主任生活相談員
	老人福祉センター(特A型、A型、B型)	相談・指導を行う職員
	老人短期入所施設	生活相談員
	老人デイサービスセンター	生活相談員
	老人介護支援センター(在宅介護支援センター)	相談援助業務を行っている職員
その他	有料老人ホーム	生活相談員
	高齢者総合相談センター	相談援助業務を行っている相談員
	生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)	生活援助員
	高齢者の安心な住まいの確保に資する事業 (高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)、 多くの高齢者が居住する集合住宅等において実施する事業)	相談援助業務を行っている生活援助員
	サービス付き高齢者向け住宅	相談援助業務を行っている職員

障害者分野		
施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種
障害者総合支援法	障害者支援施設	★生活支援員(※7)、就労支援員
		サービス管理責任者
	地域活動支援センター	★指導員(※7)
	福祉ホーム	管理人
	基幹相談支援センター	相談援助業務を行っている職員
	身体障害者更生支援施設	身体障害者更生施設 (肢体不自由者更生施設 視覚障害者更生施設 聴覚・言語障害者更生施設 内部障害者更生施設)
		★生活支援員(※7)
		身体障害者療護施設
		★生活支援員(※7)
		身体障害者授産施設(入所、通所、小規模通所)
		★生活支援員(※7)
	身体障害者福祉工場	★指導員(※7)

障害者総合支援法	精神障害者社会復帰施設	精神障害者生活訓練施設	精神保健福祉士
			精神障害者社会復帰指導員
		精神障害者授産施設 (入所、通所、小規模通所)	精神保健福祉士
			精神障害者社会復帰指導員
		精神障害者福祉工場	精神保健福祉士
			精神障害者社会復帰指導員
		精神障害者福祉ホーム	管理人
	知的障害者 援護施設	知的障害者更生施設(入所、通所)	★生活支援員 (※7)
		知的障害者授産施設 (入所、通所、小規模通所)	★生活支援員 (※7)
		知的障害者通勤寮	★生活支援員 (※7)
	障害福祉サービス事業	生活介護を行う施設	★生活支援員 (※7)
			サービス管理責任者
		自立訓練を行う施設 (機能訓練、生活訓練)	★生活支援員 (※7)
			サービス管理責任者
		就労移行支援を行う施設 (認定就労移行支援を含む)	★生活支援員 (※7)
			就労支援員
			サービス管理責任者
			職業指導員 (相談援助を行う場合に限る)
		就労継続支援を行う施設 (A 型、B 型)	★生活支援員 (※7)
			サービス管理責任者
			職業指導員 (相談援助を行う場合に限る)
		就労定着支援を行う施設	就労定着支援員
			サービス管理責任者
		自立生活援助を行う施設	地域生活支援員
			サービス管理責任者
		療養介護を行う施設	相談援助業務を行っている職員
		短期入所を行う施設 〔 身体障害者短期入所事業 知的障害者短期入所事業を含む 〕	相談援助業務を行っている職員
		重度障害者等包括支援を行う施設	相談援助業務を行っている職員
		共同生活介護を行う施設	相談援助業務を行っている職員
		共同生活援助を行う施設 〔 精神障害者グループホーム 知的障害者グループホームを含む 〕	相談援助業務を行っている職員
	一般相談支援事業所		相談支援専門員
	特定相談支援事業所	相談支援専門員	
		相談支援員	
	相談支援事業を行う施設		相談支援専門員
	支援事業 地域生活	身体障害者自立支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員
		日中一時支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員
障害者相談支援事業を行っている施設		相談援助業務を行っている職員	

身体障害者福祉法	身体障害者更生相談所	身体障害者福祉司
		心理判定員
		職能判定員
		ケース・ワーカー
身体障害者福祉法	身体障害者福祉センター (身体障害者福祉センター (A型、B型) 在宅障害者デイサービス施設 (身体障害者デイサービスセンター) 障害者更生センター)	身体障害者に関する相談に応ずる職員
	点字図書館	相談援助業務を行っている職員
精神障害者福祉及び精神保健に関する法律	精神保健福祉センター	精神保健福祉相談員・精神保健福祉士 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)
		精神科ソーシャルワーカー (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)
		心理判定員 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)
知的障害者福祉法	知的障害者更生相談所	知的障害者福祉司
		心理判定員・職能判定員
		ケース・ワーカー
ののぞみの園法	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設 「のぞみの園」	相談援助業務を行っている指導員
		相談援助業務を行っているケースワーカー
発達障害者支援法	発達障害者支援センター	相談支援を担当する職員
		就労支援を担当する職員
障害者の雇用の促進等に関する法律	広域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー
	地域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー
		職場適応援助者
	障害者雇用支援センター	改正前の障害者の雇用の促進等に関する法律第28条第1号、第2号及び第7号に規定する業務を行う職員
	障害者就業・生活支援センター	主任就業支援担当者・就業支援担当者
		主任職場定着支援担当者
		生活支援担当職員
職業安定法	公共職業安定所	精神・発達障害者雇用サポーター
		障害学生等雇用サポーター
その他	知的障害者福祉工場	相談援助業務を行っている指導員
	聴覚障害者情報提供施設	相談援助業務を行っている職員
	精神障害者地域移行支援特別対策事業を行っている施設 精神障害者地域移行・地域定着支援事業 を行っている施設	地域体制整備コーディネーター
		地域移行推進員
	精神障害者アウトリーチ推進事業 を行っている施設	相談援助業務を行っている職員(医師、保健師、看護師、作業療法士、その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く)
	アウトリーチ事業、アウトリーチ支援を行っている施設	相談援助業務を行っている職員(医師、保健師、看護師、作業療法士その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く)

その他	第 1 号職場適応援助者助成金又は訪問型職場適応援助者助成金受給資格認定法人	第 1 号職場適応援助者養成研修または訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者
	訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人	訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者

児 童 分 野		
施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種
児童福祉法	児童相談所	児童福祉司
		児童心理司
		受付相談員
		相談員
		電話相談員
		児童指導員
		保育士
	母子生活支援施設	母子支援員、母子指導員
		少年指導員（少年を指導する職員）
		個別対応職員
		自立支援担当職員
		保育士
	児童養護施設	児童指導員
		保育士
		個別対応職員
		家庭支援専門相談員
		職業指導員
		里親支援専門相談員
		自立支援担当職員
	障害児入所施設 児童発達支援センター（障害児通所支援事業）	★児童指導員（※2）
		★保育士（※3）
		児童発達支援管理責任者
		心理担当職員
	知的障害児施設 〔知的障害児施設 自閉症児施設(第一種、第二種)〕	★児童指導員（※2）
		★保育士（※3）
	知的障害児通園施設	★児童指導員（※2）
		★保育士（※3）
	盲ろうあ児施設 （盲児施設、ろうあ児施設、難聴幼児通園施設）	★児童指導員（※2）
		★保育士（※3）
	肢体不自由児施設 〔肢体不自由児施設 肢体不自由児通園施設 肢体不自由児療護施設〕	★児童指導員（※2）
		★保育士（※3）

児童福祉法	児童心理治療施設 (旧：情緒障害児短期治療施設)		児童指導員
			保育士
			個別対応職員
			家庭支援専門相談員
			自立支援担当職員
	重症心身障害児施設		★児童指導員 (※2)
			★保育士 (※3)
			心理指導員(心理指導を担当する職員)
	児童自立支援施設		児童自立支援専門員
			児童生活支援員
			個別対応職員
			家庭支援専門相談員
			職業指導員
			自立支援担当職員
	児童家庭支援センター		相談員(児童・母子家庭等に対し、福祉に関する相談・助言を行う職員)
	里親支援センター		里親制度等普及促進担当者
			里親等支援員
			里親研修等担当者
			家庭支援専門相談員
			自立支援担当職員
			養親等相談支援員
			市町村連携支援員
			レスパイト・ケア担当職員
	(児童発達支援センターを除く) 障害児通所支援事業	児童発達支援事業を行う施設 放課後等デイサービス事業を行う施設	★指導員 (※1)
			★児童指導員 (※2)
			★保育士 (※3)
			児童発達支援管理責任者
			機能訓練担当職員 (心理担当職員に限る)
			★障害福祉サービス経験者 (※4)
		居宅訪問型児童発達支援事業を行う施設	★訪問支援員(保育士、児童指導員、心理担当者職員に限る) (※1)
		保育所等訪問支援事業を行う施設	児童発達支援管理責任者
	障害児相談支援事業		相談支援専門員
			相談支援員
	乳児院		児童指導員
			保育士
			個別対応職員
			家庭支援専門相談員
			里親支援専門相談員

児童福祉法	医療型児童発達支援を行う施設	児童指導員 (※2)
		保育士 (※3)
		児童発達支援管理責任者
		機能訓練担当職員 (心理指導担当職員に限る)
	指定発達支援医療機関 (肢体不自由児施設支援、重症心身障害児施設支援、国立高度専門医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構が設置する医療機関であって内閣総理大臣が指定するもの)	★児童指導員 (※2)
		★保育士 (※3)
	児童自立生活援助事業を行っている施設	相談援助業務を行っている指導員
		個別対応職員
		自立支援担当職員
	地域子育て支援拠点事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員
	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を行っている事業所	小児慢性特定疾病児童等自立支援員
	養育支援訪問事業を行っている事業所	訪問支援者
	児童厚生施設 (児童遊園を除く)	職員のうち相談援助業務を行っている者
	親子再統合支援事業を行っている事業所	相談援助業務を行っている職員
	社会的養護自立支援拠点事業を行っている事業所	支援コーディネーター
		生活相談支援員
		就労相談支援員
	妊産婦等生活援助事業を行っている事業所	支援コーディネーター
		母子支援員
	子育て世帯訪問支援事業を行っている事業所	訪問支援員
	児童育成支援拠点事業を行っている事業所	相談援助業務を行っている職員
	こども家庭センター	児童の福祉及び妊産婦の福祉に関する相談に応ずる職員
		母子保健に関する各種の相談に応ずる職員
		統括支援員
	妊産婦等包括相談支援事業を行う事業所	相談支援業務を行っている職員
	地域子育て相談機関	相談支援業務を行っている職員
民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律	民間あっせん機関	養子縁組あっせん責任者
		相談員

その他	利用者支援事業を行っている施設		相談援助業務を行っている職員
	児童デイサービス事業（障害児通園事業）		相談援助業務を行う職員(相談員)
	地域生活支援事業	障害児等療育支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員
	心身障害児総合通園センター		相談援助業務を行っている職員
	子育て短期支援事業 （短期入所生活援助事業、夜間養護等事業） 〔乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、及び保育所等において実施する事業〕		相談援助業務を行っている職員
	重症心身障害児(者)通園事業を行っている施設		★児童指導員（※2）、★保育士（※3）
	スクールソーシャルワーカー活用事業に基づく教育機関		スクールソーシャルワーカー
	子ども家庭総合支援拠点		相談援助業務を行っている職員
	医療的ケア児支援センター		医療的ケア児等コーディネーター

その他の分野			
施設種類			相談援助業務の実務経験として認められる職種
地域保健法	保健所		精神保健福祉相談員 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)
			精神保健福祉士 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)
			精神科ソーシャルワーカー (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)
			心理判定員 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)
医療法	病院・診療所		相談員(医療ソーシャルワーカー等) 次のアからエまでのすべての相談援助業務を行っている職員 ア 患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助 イ 患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助 ウ 患者の社会復帰に係る相談援助 エ 以上の相談援助業務を行うための地域における保健医療福祉の関係機関、関係職種等との連携等の活動
			退院後生活環境相談員
生活保護法	救護施設 更生施設 授産施設 宿所提供施設 被保護者就労支援事業を行っている事業所 子どもの進路選択支援事業を行っている事業所 被保護者就労準備支援事業を行っている事業所 被保護者家計改善支援事業を行っている事業所 被保護者地域居住支援事業を行っている事業所 日常生活支援住居施設		生活指導員
			生活指導員
			指導員(作業指導員、職業指導員を除く)
			指導員(作業指導員、職業指導員を除く)
			就労支援員
			支援員
			被保護者就労準備支援担当者
			家計改善支援員
			居住支援員
			生活支援員
			生活支援提供責任者

自立支援法 生活困窮者	生活困窮者自立相談支援事業を行っている自立相談支援機関 生活困窮者就労準備支援事業を行っている事業所 生活困窮者家計改善支援事業を行っている事業所 子どもの学習・生活支援事業を行っている事業所	主任相談支援員
		相談支援員
		就労支援員
		就労支援準備担当者
		家計改善支援員（家計相談支援員を含む）
		住まい相談支援員
		子どもの学習・生活支援事業従事者のうち相談援助業務を行なっている職員
社会福祉法	福祉事務所	査察指導員(指導監督を行う職員)
		身体障害者福祉司(指導監督を行う職員)
		知的障害者福祉司(指導監督を行う職員)
		老人福祉指導主事(指導監督を行う職員)
		現業員・ケースワーカー
		家庭児童福祉主事
		家庭相談員
		面接相談員
		女性相談支援員
		母子・父子自立支援員、母子相談員
		「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添1の3（1）に規定する就労支援事業に従事する就労支援員
		生活保護法第55条の7第1項に規定する被保護者就労支援事業に従事する就労支援員
		生活保護法第55条の10第1項に規定する子どもの進路選択支援事業に従事する支援員
		生活保護法第55条の10第2項に規定する被保護者就労準備支援事業に従事する被保護者就労準備支援担当者
		生活保護法第55条の10第3項に規定する被保護者家計改善支援事業に従事する家計改善支援員
		生活保護法第55条の10第4項に規定する被保護者地域居住支援事業に従事する居住支援員
	隣保館	相談援助業務を行っている指導職員
	都道府県社会福祉協議会	専門員（日常生活自立支援事業を行う職員）
		相談援助業務を行っている職員 （主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者その他要援護者に対するものに限る。）
	市(特別区を含む)町村社会福祉協議会	専門員（日常生活自立支援事業を行う職員）
		福祉活動専門員
		相談援助業務を行っている職員 （主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者その他要援護者に対するものに限る。）
困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	女性相談支援センター	相談支援員
		心理支援員
		女性相談支援員
	女性自立支援施設	入所者の自立支援を行う職員

母子 保健法	母子健康包括支援センター	母子保健に関する各種の相談に応ずる職員
	産後ケア事業を実施する施設	相談に応ずる職員
配偶者暴力 防止法	配偶者暴力相談支援センター	女性相談支援員
母子及び 父子並びに 寡婦福祉法	母子・父子福祉センター	母子及び父子の相談を行う職員
刑事収容 施設法	刑事施設	刑務官
		法務教官
		法務技官（心理）
		福祉専門官
少年院法	少年院	法務教官
		法務技官（心理）
		福祉専門官
少年鑑 別所法	少年鑑別所	法務教官
		法務技官（心理）
更生 保護法	地方更生保護委員会	保護観察官
	保護観察所	社会復帰調整官
更生保護 事業法	更生保護施設	補導主任
		補導員
		福祉職員
		薬物専門職員
裁判所法	家庭裁判所	家庭裁判所調査官
労働者 災害補償 保険法	労災特別介護施設	相談援助業務を行っている指導員
難病の患者に 対する医療等 に関する法律	難病相談支援センター	難病相談支援員
成年後見制度 の利用の促進 に関する法律	「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」に おいて設置される中核機関	相談援助業務を行っている職員

その他	就業支援事業を行なっている施設 (ひとり親家庭等就業・自立支援事業実施要綱に基づく事業)	相談援助業務を行っている相談員
	母子・父子自立支援プログラム策定事業	母子・父子自立支援プログラム策定員
	就業支援専門員配置等事業	就業支援専門員
	地域福祉センター	相談援助業務を行っている職員
	就労支援事業を行っている事業所 (自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領に規定する事業)	就労支援員
	ひきこもり地域支援センター	ひきこもり支援コーディネーター
		その他相談援助業務を行っている職員
	地域生活定着支援センター	相談援助業務を行っている職員
	ホームレス総合相談推進業務を行っている事業所	相談援助業務を行っている相談員
	ホームレス自立支援センター	生活相談指導員
	東日本大震災の被災者に対する相談援助業務を実施する事業所	相談援助業務を行っている職員
	被災者に対する相談援助業務を実施する事業所	相談援助業務を行っている職員
	自立相談支援機関（自立相談支援モデル事業） 家計相談支援モデル事業を行っている事業所	主任相談支援員
		相談支援員
		就労支援員
		家計相談支援員
	地域居住支援事業を行っている事業所	相談援助業務を行っている職員
	高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関	支援コーディネーター
	地域若者サポートステーション	相談援助業務を行っている職員
	子ども・若者総合相談センター	相談援助業務を行っている職員
	官民協働等女性支援事業を行っている事業所	相談援助業務又は自立支援を行っている職員
	若年被害女性等支援事業を行う事業所	相談援助業務又は自立支援を行っている職員

※ 以下に掲げる事業・職種は、すでに廃止されていますが、過去においてこれらの事業に従事していた期間は、社会福祉士の受験に必要な実務経験の対象となります。

現在廃止事業の分野	
施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
重度身体障害者更生援護施設	生活支援員、生活指導員
身体障害者福祉ホーム	管理人
精神障害者地域生活支援センター	精神保健福祉士
	精神障害者社会復帰指導員
経過的精神障害者地域生活支援センター事業を行っている施設(障害者自立支援法地域生活支援事業) [平成18年10月～19年3月]	相談援助業務を行っている職員
精神障害者退院促進支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員
知的障害者デイサービスセンター	指導員、生活指導員 相談援助業務を行っている職員
知的障害者福祉ホーム	管理人

身体障害者相談支援事業 (市町村障害者生活支援事業) (身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、 身体障害者福祉センター、身体障害者デイサービスセンター 等において実施する事業) 障害児相談支援事業、 知的障害者相談支援事業(療育等支援施設事業) (知的障害児施設、知的障害児通園施設、自閉症児施設、 盲ろうあ児施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設 肢体不自由児療護施設、肢体不自由児通園施設、 重症心身障害児施設、知的障害者更生施設、 知的障害者授産施設において実施する事業)	相談援助業務を行っている職員
障害者デイサービスを行う施設 (障害者自立支援法障害福祉サービス事業) (身体障害者デイサービス事業 知的障害者デイサービス事業を含む)	相談援助業務を行っている職員
経過的デイサービス事業を行っている施設 (障害者自立支援法地域生活支援事業) [平成 18 年 10 月～平成 19 年 3 月]	相談援助業務を行っている職員
「障害者 110 番」運営事業を行っている施設	相談援助業務を行っている相談員
知的障害者生活支援事業 (知的障害者通勤寮、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設 障害者能力開発施設において実施する事業)	相談援助業務を行っている職員
高齢者住宅等安心確保事業 (高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)、高齢者向け優良賃貸住宅 高齢者円滑入居賃貸住宅(登録住宅)等において実施する事業 高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)生活援助員派遣事業 (高齢者世話付住宅において実施する事業))	生活援助員
家庭支援電話相談(子ども・家庭 110 番)事業 (中央児童相談所において実施する事業)	電話相談員
ヴィエトナム難民収容施設 (日本赤十字社が設置するもの)	相談援助業務を行っている指導員
子ども家庭相談事業 (児童センター、市に設置された児童館において実施する事業)	相談援助業務を行っている相談員
乳幼児健全育成相談事業 (保育所、乳児院において実施する事業)	相談援助業務を行っている相談員
すこやかテレホン事業 (青少年相談センターにおいて実施する事業)	相談援助業務を行っている相談員
知的障害者専門相談(法的助言・相談)事業 (都道府県・指定都市等において実施する事業)	相談援助業務を行っている相談員
地域子育て支援センター事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員

- (※1) 「指導員・訪問支援員」のうち、「介護等の業務を行う指導員・訪問支援員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。)
- (※2) 「児童指導員」のうち、「入所者の保護に直接従事する児童指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。)
- (※3) 「保育士」のうち、「入所者の保護に直接従事する保育士」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。)
- (※4) 「障害福祉サービス経験者」のうち、「介護等の業務を行う障害福祉サービス経験者」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。) なお、「障害福祉サービス経験者」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第10号)による改正前の指定通所基準に定める障害福祉サービス経験者(高等学校の卒業者等であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事した者)をいい、「障害福祉サービス」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害福祉サービスをいいます。
- (※5) 「包括的支援事業」のうち、一部の事業は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。通知の内容を必ず確認してください。
- (※6) 「第一号通所事業」のうち、事業者指定を受けていないもの等は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。通知の内容を必ず確認してください。
- (※7) 「生活支援員、指導員」のうち、「介護等の業務を行う生活支援員、指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。)
- ★印の職種のうち、介護福祉士養成施設等を卒業した経過措置対象者(期限付き介護福祉士登録者)が、経過措置期間に主たる業務として介護等の業務に5年間従事して経過措置の解除を行なおうとする場合には、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。

上記の実務経験の対象となる施設・事業、職種は「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和62年厚生省令第49号)第2条」及び「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について(令和6年7月3日社援発0703第1号)」厚生労働省社会・援護局長通知により定められています。

精神保健福祉士における実務経験に該当する施設及び相談援助業務の範囲

次の施設・事業所において精神障害者の社会復帰に関する相談援助の業務に1年以上従事した者は、精神保健福祉士における実務経験を有するものと認められます。

精神保健福祉に関する相談援助の業務に従事した期間は、次の対象となる施設・（事業等）種類・職種の例として当該施設又は事業所と雇用関係を有し常勤（労働時間が当該施設の常勤者のおおむね4分の3以上である者を含む。）で従事した期間を通算して計算するものとします。

業務時間について、年間を通じた業務時間の概ね5割以上を相談援助業務に従事することが要件となります。

*記載されている実務経験は2025年9月30日時点のものであり、変更になる場合がございますので予めご了承ください。

施設（事業）種類			職種
福祉に関する法律 精神保健及び 精神障害者 福祉に関する法律	精神科病院		精神科ソーシャルワーカー
			医療ソーシャルワーカー
	精神保健福祉センター		精神保健福祉相談員
			社会福祉士
			精神科ソーシャルワーカー
			心理判定員
医療法	病院又は診療所 （精神病床を有するもの又は精神科もしくは心療内科の広告をしているものに限る）		精神科ソーシャルワーカー
			医療ソーシャルワーカー
地域保健法	保健所 市町村保健センター		精神保健福祉相談員
			社会福祉士
			精神科ソーシャルワーカー
			心理判定員
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 （障害者総合支援法）	障害福祉 サービス事業	生活介護を行う施設	生活支援員
		自立訓練を行う施設	サービス管理責任者
		就労移行支援を行う施設	職業指導員、生活支援員
			就労支援員
			サービス管理責任者
		就労継続支援を行う施設	職業指導員、生活支援員
			サービス管理責任者
		就労定着支援を行う施設	就労定着支援員
			サービス管理責任者
			相談援助業務に従事する職員
		自立生活援助を行う施設	地域生活支援員
			サービス管理責任者
			相談援助業務に従事する職員
		短期入所を行う施設	相談援助業務に従事する職員
		重度障害者等包括支援を行う施設	
		共同生活援助を行う施設（共同生活介護であった期間を含む）	

施設（事業）種類			職種
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 （障害者総合支援法）	地域生活支援事業	日中一時支援事業を行っている施設	相談援助業務に従事する職員
		障害者相談支援事業を行っている施設	
		障害児等療育支援事業を行っている施設	
	障害者支援施設		生活支援員
			就労支援員
			サービス管理責任者
	地域活動支援センター		指導員
	福祉ホーム		管理人
	基幹相談支援センター		相談援助業務に従事する職員
	一般相談支援事業を行う施設 （相談支援事業を行う施設であった期間を含む）		相談支援専門員
特定相談支援事業を行う施設 （相談支援事業を行う施設であった期間を含む）		相談支援専門員	
		相談支援員	
社会福祉法	福祉事務所	調査指導員	
		身体障害者福祉司	
		知的障害者福祉司	
		老人福祉指導主事	
		現業員	
		家庭児童福祉主事	
		家庭相談員	
		面接員に相当する職員	
		女性相談支援員	
		母子・父子自立支援員	
		母子・父子自立支援プログラム策定員	
		就業支援専門員	
		生活保護法第 55 条の 7 第 1 項に規定する被保護者就労支援事業に従事する就労支援員	
		「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添 1 の 3（1）に規定する就労支援事業に従事する就労支援員	
		都道府県社会福祉協議会 日常生活自立支援事業	専門員
	市町村社会福祉協議会	福祉活動専門員	
		相談援助業務（主として身体障害者、知的障害者、精神障害者に対するものに限る）に従事する職員	

施設（事業）種類			職種
児童福祉法	障害児通所支援事業を行う施設 （児童デイサービスであった期間を含む）	児童発達支援	相談援助業務に従事する職員
		放課後等デイサービス	
		居宅訪問型児童発達支援	
		保育所等訪問支援	
	乳児院		個別対応職員
			家庭支援専門相談員
			心理療法担当職員
			児童指導員
			保育士
			里親支援専門相談員
	児童養護施設		児童指導員
			保育士
			個別対応職員
			家庭支援専門相談員
			心理療法担当職員
			職業指導員
			自立支援担当職員
			里親支援専門相談員
	福祉型障害児入所施設 （知的障害児施設・知的障害児通園施設であった期間を含む）		児童指導員
			保育士
			児童発達支援管理責任者
			心理担当職員
			職業指導員
	児童心理治療施設 （旧：情緒障害児短期治療施設）		心理療法担当職員
			児童指導員
			保育士
			個別対応職員
			家庭支援専門相談員
			自立支援担当職員
	児童相談所		児童福祉司
			児童心理司
			受付相談員
			相談員
			電話相談員
			心理療法担当職員
			児童指導員
			保育士

施設（事業）種類		職種
児童福祉法	母子生活支援施設	母子支援員
		少年を指導する職員
		心理療法担当職員
		個別対応職員
		保育士
		自立支援担当職員
	障害児相談支援事業を行う施設	相談支援専門員
		相談支援員
	児童自立支援施設	児童自立支援専門員
		児童生活支援員
		個別対応職員
		家庭支援専門相談員
		心理療法担当職員
		職業指導員
		自立支援担当職員
	児童家庭支援センター	「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」第 88 条の 3 第 1 項に規定する職員
	児童自立生活援助事業を行う施設	相談援助業務を行う指導員
		自立支援担当職員
		個別対応職員
	里親支援センター	里親制度等普及促進担当者
		里親等支援員
		里親研修等担当者
		市町村連携支援員
		養親等相談支援員
		自立支援担当職員
		家庭支援専門相談員
		心理療法担当職員
	社会的養護自立支援拠点事業を行う施設	支援コーディネーター
		生活相談支援員
		就労相談支援員
	妊産婦等生活援助事業を行う施設	支援コーディネーター
		母子支援員

施設（事業）種類		職種
児童福祉法	一時保護施設	児童指導員
		保育士
		心理療法担当職員
		個別対応職員
	養育支援訪問事業を行っている事業所	訪問支援者
	親子再統合支援事業を行っている事業所	相談援助業務を行っている職員
民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律	民間あっせん機関	養子縁組あっせん責任者
		相談員
子ども・若者育成支援推進法	子ども・若者総合相談センター	相談援助業務を行っている職員
生活保護法	救護施設	生活指導員
	更生施設	
	被保護者就労支援事業を行う事業所	就労支援員
	被保護者就労準備支援事業を行う事業所	就労支援員
	被保護者家計改善支援事業を行う事業所	被保護者就労準備支援担当者
	子どもの進路選択支援事業を行う事業所	相談支援に従事する者
	被保護者地域居住支援事業を行う事業所	家計改善支援員
		居住支援員
	就労支援事業を行う事業所 [自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領に規定する事業]	就労支援員
	日常生活支援住居施設	生活支援員
		生活支援提供責任者
地方自治体	市役所、区役所、町村役場の精神障害者に対してサービスを提供する部署	精神保健福祉相談員
		社会福祉士
		精神科ソーシャルワーカー
		心理判定員

施設（事業）種類		職種
自立支援法 生活困窮者	生活困窮者自立相談支援事業を行う自立相談支援機関 生活困窮者就労準備支援事業を行う事業所 生活困窮者家計改善支援事業を行う事業所	主任相談支援員
		相談支援員
		就労支援員
		家計改善支援員
		就労準備支援担当者
福祉法 知的障害者	知的障害者更生相談所	知的障害者福祉司
		心理判定員
		職能判定員
		ケース・ワーカー
置省法 設務	保護観察所	社会復帰調整官
		保護観察官
障害者の雇用の促進等に関する法律	広域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー
	地域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー
		職場適応援助者
	障害者就業・生活支援センター	主任職場定着支援担当者
		主任就業支援担当者
		就業支援担当者
		生活支援担当職員
援に 関する 法律	女性相談支援センター	相談支援員
		心理支援員
		女性相談支援員
	女性自立支援施設	入所者の自立支援を行う職員
施設法 刑事収容	刑事施設	刑務官
		法務教官
		法務技官（心理）
		福祉専門官
少年院法	少年院	法務教官
		法務技官（心理）
		福祉専門官
所法 鑑別 少年	少年鑑別所	法務教官
		法務技官（心理）
事業法 更生保護	更生保護施設	補導に当たる職員
		福祉職員
		薬物専門職員
		訪問支援職員
援法 害者支 発達障	発達障害者支援センター	相談支援を担当する職員
		就労支援を担当する職員

施設（事業）種類		職種
保険法 介護	地域包括支援センター	包括的支援事業に係る業務を行う職員※ （介護保険法第115条の45第2項第4号から第5号までに掲げる事業を除く） ※「包括的支援事業」のうち、一部の事業は、その実務経験をもって精神保健福祉士国家試験を受験することができません。通知の内容を必ず確認してください。
	公共職業安定所	精神・発達障害者雇用サポーター 障害学生等雇用サポーター
その他	精神障害者地域移行支援特別対策事業を行う施設	地域体制整備コーディネーター 地域移行推進員
	アウトリーチ事業、アウトリーチ支援を行う施設	相談援助業務に従事する職員（医師、保健師、看護師、作業療法士、その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く）
	第1号職場適応援助者助成金又は訪問型職場適応援助者助成金受給資格認定法人	第1号職場適応援助者養成研修又は訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者
	訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人	訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者
	スクールソーシャルワーカー活用事業を行う施設	スクールソーシャルワーカー
	就業支援事業を行う施設 （ひとり親家庭等就業・自立支援事業実施要綱に基づく事業）	就業相談業務を行う相談員
	母子家庭等就業・自立支援センター事業、一般市等就業・自立支援事業を行う施設	相談員
	ひきこもり地域支援センター	ひきこもり支援コーディネーター
	地域生活定着支援センター	相談援助業務に従事する職員
	ホームレス自立支援事業を行う施設	生活相談指導員
	地域若者サポートステーション	相談援助業務に従事する職員
	高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関	支援コーディネーター
	子ども家庭総合支援拠点	相談援助業務を行っている職員
現在廃止事業の分野	精神障害者地域生活援助事業を行う施設	世話人
	精神障害者社会復帰施設	精神障害者社会復帰指導員 管理人
	知的障害者援護施設	生活支援員
	児童デイサービス	相談援助業務に従事する職員

上記の実務経験の対象となる施設・事業、職種は「精神保健福祉士法施行規則（平成 10 年厚生省令第 11 号）第 2 条」及び「指定施設における業務の範囲等について（平成 23 年 8 月 5 日障発 0805 第 4 号）」厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知により定められています。

学校等の範囲

【1】大学の範囲に準ずるもの（社会福祉士科：施行規則第1条の3第3項，精神保健福祉士科：施行規則第1条の2第3項）

大学等種類	適用	
大学		学校教育法、旧大学令
大学院への飛び入学、大学院		学校教育法
専修大学	修業年限4年以上の専門課程	
各種学校（*1）	修業年限4年以上、大学に入学することができる者を入学資格とするもの	
独立行政法人大学改革支援・学位授与機構又は大学評価・学位授与機構	学士、修士、又は博士の学位を授与された者	
高等師範学校	専攻科	旧国立学校設置法
高等師範学校	修業年限1年以上の研究科	旧高等師範学校規程
女子高等師範学校		旧師範教育令
専門学校	修業年限5年以上	旧専門学校令
専門学校の研究科	修業年限1年以上（修業年限4年以上の専門学校に置かれるもの）	旧専門学校令
防衛大学校		防衛省設置法
防衛医科大学校		
職業能力開発総合大学校	総合課程又は長期課程	職業能力開発促進法
職業訓練大学校	長期指導員訓練課程	旧職業訓練法、新職業訓練法
	長期課程	旧職業能力開発促進法
中央職業訓練所	長期指導員訓練課程	旧職業訓練法
職業能力開発大学校	長期課程	職業能力開発促進法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律による改正前の職業能力開発促進法
国立研究開発法人水産研究・教育機構（*1）		国立研究開発法人水産研究・教育機構法
水産講習所（*1）		旧水産庁設置法
水産大学校（*1）		農林水産省組織令
独立行政法人水産大学校（*1）		旧独立行政法人水産大学校法
海上保安大学校（*1）		国土交通省組織令、海上保安庁法
気象大学校大学部（*1）		運輸省組織令
		国土交通省組織令、運輸省設置法

【2】3年制短期大学等の範囲に準ずるもの（社会福祉士科：施行規則第1条の3第6項，精神保健福祉士科：施行規則第1条の2第6項）

学校等種類	適用	
短期大学		学校教育法
高等学校	専攻科	
中等教育学校	修業年限3年以上	
特別支援学校（旧盲学校、聾学校、養護学校）	夜間授業を行う専攻科・学科・課程又は通信教育の課程を除く	
専修学校	修業年限3年以上の専門課程	
	夜間授業を行う専攻科・学科・課程又は通信教育の課程を除く	
各種学校	大学に入学することのできる者を入学資格とするもの	職業能力開発促進法
	修業年限3年以上	
看護師養成所（*2）	都道府県知事の指定の看護師養成所（修業年限3年以上）	保健師助産師看護師法
作業療法士養成施設（*2）	都道府県知事の指定の作業療法士養成施設（修業年限3年以上）	理学療法士及び作業療法士法
職業能力開発総合大学校	訓練期間3年以上の専門課程、応用課程	職業能力開発促進法
職業能力開発大学校	訓練期間3年以上の専門課程、応用課程	
職業能力開発短期大学校	訓練期間3年以上の専門課程	
職業訓練短期大学校	訓練期間3年以上の専門課程	旧職業能力開発促進法

【3】2年制短期大学等の範囲に準ずるもの（社会福祉士科：施行規則第1条の3第9項，精神保健福祉士科：施行規則第1条の2第9項）

学校等種類	適用	
短期大学		学校教育法
高等専門学校		
高等学校	専攻科	
中等教育学校	修業年限 2 年以上	
特別支援学校（旧盲学校、聾学校、養護学校）		
専修学校	修業年限 2 年以上の専門課程	
各種学校	大学に入学することのできる者を入学資格とするもの 修業年限 2 年以上	
准看護師養成所（※2）	都道府県知事の指定修業年 2 年以上 大学に入学することのできる者を入学資格とするものに限る	保健師助産師看護師法
職業能力開発総合大学校	専門課程	職業能力開発促進法
職業能力開発大学校		
職業能力開発短期大学校		
職業訓練短期大学校	専門訓練課程	新職業訓練法
	特別高等訓練課程	
		専門課程

*1:社会福祉士科の入学資格のみに該当、*2:精神保健福祉士科の入学資格のみに該当

「入学願書」記入例

(様式 1)

専門学校高崎福祉医療カレッジ入学願書

2025 年 6 月 1 日出願	担当者〔 〕宛※入学のきっかけとなる ご説明をした者がいればご記入ください
志望学科	社会福祉士科 ☒ 一般養成課程 (1年6カ月) ☐ 短期養成課程 (9カ月)
	精神保健福祉士科 ☐ 一般養成課程 (1年7カ月) ☐ 短期養成課程 (9カ月)
入試区分	☐ 一般出願 ☐ 施設推薦出願 ☐ 特定施設推薦出願 ☒ 藤仁館グループ校出願

フリガナ	フクシ タロウ	性 別	生 年 月 日
氏 名	福祉 太郎	☒ 男 ☐ 女	昭和 55 年 6 月 20 日 (45 歳) 平成

〒 123 - 4567 ①
東京都練馬区〇〇〇〇1-2-3 〇〇マンション 101

電話番号	0123-45-6789	現在の勤務先	法人名：社会福祉法人〇〇〇〇	施設種類：就労継続支援を行う施設
携帯番号	080-123-5678		施設名：障害福祉サービス事業所〇〇	職種：生活支援員

学 歴	年 月～ 年 月	
	年 月～ 年 月	
職 歴 ※直近のものから記入	2021 年 4 月～ 年 月	社会福祉法人〇〇〇〇 障害福祉サービス事業所〇〇
	2010 年 4 月～2021 年 3 月	株式会社〇〇 有料老人ホーム〇〇
	年 月～ 年 月	
取得資格 (福祉関係)	2010 年 5 月	介護福祉士国家資格 取得
	年 月	
	年 月	

入学要件 (該当する欄にチェック)	社会福祉士科 (一般)	4 年制大学	短大等 (3 年) + 実務 1 年	短大等 (2 年) + 実務 2 年	実務 4 年	
	精神保健福祉士科 (一般)	☐	☐	☐	☒	
	社会福祉士科 (短期)	4 年制大学で 基礎科目履修	短大等 (3 年) で 基礎科目履修 + 実務 1 年	短大等 (2 年) で 基礎科目履修 + 実 務 2 年	主事養成機関修了 (3 科目主事は含まれない) + 修了後実務 2 年	福祉事務所の 査察指導員等の 5 職種実務 4 年
		☐	☐	☐	☐	☐
	精神保健福祉士科 (短期)	4 年制大学で 基礎科目履修	短大 (3 年) で 基礎科目履修 + 実務 1 年	短大等で 基礎科目履修 + 実務 2 年	社会福祉士国家資格取得	
		☐	☐	☐	☐	

②

現場実習	社会福祉士	☐ 実習必要 (□240 時間 ・ □180 時間※) ※180 時間の場合、履修証明書を添付すること ☒ 実習免除 (実務経験申告書・証明書を添付すること)
	精神保健福祉士	☐ 実習必要 (□210 時間 ・ □150 時間※) ※150 時間の場合、履修証明書を添付すること ☐ 実習免除 (実務経験申告書・証明書を添付すること)

※学校使用欄

※選考結果	※実 習	A	B	C	D	E
合 ・ 否	有 ・ 無					

写真貼付

1. 3 ヶ月以内撮影
2. 正面上半身脱帽
3. 縦 4 cm × 横 3 cm

-記入上の留意点-

- ①. 戸籍に記載されている氏名を記入してください。現在の氏名と各証明書の氏名が異なる場合は、必ず「戸籍抄本」を提出してください。
- ②. 相談援助業務に該当する実務経験が 1 年以上ある場合は、実習が免除できます。現場実習が免除となる方は「実習免除」を選択して下さい。社会福祉士科で一部実習免除にして 180 時間の実習とする方、精神保健福祉科で実習必要 (150 時間) の場合は、履修した教育機関による「履修証明書」を提出してください。

「実務経験申告書」記入例

(様式 4)

実務経験申告書

学校法人藤仁館学園
専門学校高崎福祉医療カレッジ学校長 殿

※学校使用欄

① 作成日 2025 年 6 月 1 日

申告者
氏名： 福祉 太郎 印

住所： 東京都練馬区〇〇〇〇

私（申告者）の相談援助に関する実務経験は、下記の通りです。
所属機関長等の証明書を添えて申告いたします。

施設・機関		相談援助業務の実務経験 として認められる職種	勤 務 期 間	証明権 者
施設名称	施設種類			
障害福祉サ ービス事業所 〇〇	就労継続支援 を行う施設 (A 型、B 型)	生活支援員	2021 年 4 月 1 日～ 2025 年 5 月 31 日 (4 年 2 ヶ月)	施設長 △△
	②		③ 年 月 日～ 年 月 日 (年 ヶ月)	④
			年 月 日～ 年 月 日 (年 ヶ月)	
			年 月 日～ 年 月 日 (年 ヶ月)	
			年 月 日～ 年 月 日 (年 ヶ月)	
実務経験期間の合計 ⑤			4 年 2 ヶ月	

※上記の記載内容は「実務経験(見込)証明書(個票)」の記載内容と一致する必要があります。
 ※職種については「募集要項」をご確認の上、該当職種をご記入ください。
 ※実務経験により実習が免除となる方は実務経験申告書及び実務経験(見込)証明書(個票)が必要となります。
 ※証明権者の欄は実務経験証明書に記入いただいた代表者名と一致するように申告者が記入してください。

-記入上の留意点-

- ①. 現在勤務中の方は勤務期間と作成日を一致してください。
- ②. P13～P33「実務経験に該当する施設及び実務経験の範囲」より該当する施設種類及び職種を確認し、記入してください。
- ③. 相談援助業務に従事している（していた）期間を記入してください。入学資格を満たす実務経験を証明される必要がありますが、必要期間の証明を受けることができれば、相談援助業務履歴のすべてを記載する必要はありません。
 ※申告書作成日に必要な従事期間を満たない場合には、これを満たす見込の日まで記入してください。
- ④. 証明権者の欄には実務経験証明書を記入いただいた代表者名と一致するように申告者が記入してください。
- ⑤. ご記入いただいた実務経験期間の合計を記入してください。

「実務経験証明書」記入例

(様式 5)

社会福祉士科
施設・事業所職員用

※学校使用欄

①

実務経験（見込）証明書（個票）

学校法人藤仁館学園
専門学校高崎福祉医療カレッジ学校長 殿

②

作成日 2025 年 6 月 1 日

フリガナ	フクシ	タロウ	生年月日
本人氏名	福祉 太郎		昭和 55 年 6 月 20 日 (46 歳) 平成
施設種類	就労継続支援を行う 施設 (A 型、B 型)		職種 生活支援員

③

④

(1) 上記の者 2021 年 4 月 1 日から現在まで当施設・機関において上記の業務を行う職員として勤務していることを証明します。

(2) 上記の者は 年 月 日から 年 月 日まで当施設・機関において上記の業務を行う職員として勤務していたことを証明します。

証 明 日 : 2025 年 6 月 1 日

所 在 地 : 東京都練馬区〇〇〇〇

法 人 名 : 社会福祉法人〇〇〇〇

施設・事業所名 : 障害福祉サービス事業所〇〇

代 表 者 名 : 施設長△△ 公印

(注 1) 上記の記載内容は、実務経験申告書の記載内容と一致する必要があります。

(注 2) 記載内容を訂正した場合は、二重線を引き、その上に証明者の印を押印してください。

(注 3) 本証明書が複数必要な場合はコピーをしてご使用ください。また、見込みにて出願の場合には従事期間を満たした後、改めて「実務経験(見込)証明書(個票)」をご提出ください。

(注 4) 実務経験を見込みで出願する場合は、2026 年 3 月 31 日までに満たす必要があります。

-記入上の留意点-

- ・必ず「実務経験申告書」と記載内容を一致させてください。
- ①.上記の記入例は社会福祉士科 施設・事業所職員用です。「医療機関職員」・「社会福祉協議会職員」・「精神保健福祉士科」はそれぞれ専用の実務経験証明書をご使用ください。
- ②.実務経験証明書を作成した日を記入してください。
- ③.実務経験申告書で 記入した「施設種類」・「職種」を記入してください。
- ④.(1) 現在勤務している施設・事業所で証明を受ける場合は、(1) 欄に相談援助業務の職に就いた日を記入してください。
- (2) 以前に勤務していた施設・事業所で証明を受ける場合は、(2) 欄に相談援助業務の職に就いた日から、その職を辞した日までを記入してください。
- 複数の施設・事業所にて証明を受け、当用紙が不足する場合には、コピーしてお使いください。
- ⑤.実務経験を証明する施設・機関の代表者の氏名を記入してもらい、証明のための押印を受けてください。「代表者」の氏名は必ず実務経験申告書と一致させてください。

(様式 1)

※受付番号

専門学校高崎福祉医療カレッジ入学願書

写真貼付

1. 3ヶ月以内撮影
2. 縦4cm×横3cm
3. 写真裏面に氏名を記入する

年 月 日出願		担当者〔 〕宛※入学のきっかけとなる ご説明をした者がいればご記入ください				1. 3ヶ月以内撮影 2. 縦4cm×横3cm 3. 写真裏面に氏名を 記入する	
志望学科	社会福祉士科	☐ 一般養成課程（1年6カ月）		☐ 短期養成課程（9カ月）			
	精神保健福祉士科	☐ 一般養成課程（1年7カ月）		☐ 短期養成課程（9カ月）			
出願区分	☐ 一般出願 ☐ 施設推薦出願 ☐ 特定施設推薦出願 ☐ 藤仁館グループ校出願						
フリガナ				性 別	生 年 月 日		
氏 名				☐ 男 ☐ 女	昭和 平成	年 月 日（ 歳）	
現住所	〒 -						
電話番号			現在の 勤務先	法人名：		施設種類：	
携帯番号				施設名：		職種：	
学 歴 (西暦)	年 月～ 年 月						
	年 月～ 年 月						
職 歴 (西暦) ※直近のものから記入	年 月～ 年 月						
	年 月～ 年 月						
	年 月～ 年 月						
取得資格 (福祉関係)	年 月						
	年 月						
	年 月						
入学要件 (該当する欄にチェック)	社会福祉士科（一般） 精神保健福祉士科（一般）	4年制大学	短大等（3年） ＋実務1年	短大等（2年） ＋実務2年	実務4年		
		☐	☐	☐	☐		
	社会福祉士科（短期）	4年制大学で 基礎科目履修	短大等（3年）で 基礎科目履修 ＋実務1年	短大等（2年）で 基礎科目履修＋ 実務2年	主事養成機関修了 (3科目主事は含まれない) ＋修了後実務2年	福祉事務所の 査察指導員等の 5職種実務4年	
		☐	☐	☐	☐	☐	
	精神保健福祉士科（短期）	4年制大学で 基礎科目履修	短大等（3年）で 基礎科目履修 ＋実務1年	短大等（2年）で 基礎科目履修 ＋実務2年	社会福祉士国家資格取得		
		☐	☐	☐	☐		
現場実習	社会福祉士	☐ 実習必要（ ☐ 240時間・ ☐ 180時間※）※180時間の場合、履修証明書を添付すること ☐ 実習免除（実務経験申告書・証明書を添付すること）					
	精神保健福祉士	☐ 実習必要（ ☐ 210時間・ ☐ 150時間※）※150時間の場合、履修証明書を添付すること ☐ 実習免除（実務経験申告書・証明書を添付すること）					

※学校使用欄

※選考結果	※実 習	A	B	C	D	E
合 ・ 否	有 ・ 無					

振込明細書等

貼付欄

(入学検定料を当校指定の口座へお振込みいただいたことがわかる書類を貼付してください)

*金融機関窓口、ATM等で当校指定の銀行口座にお振込みいただき、
キャンパス窓口でのお支払いはご遠慮ください。

※受付校（担当者）記入欄

検定料入金日	受付者	受 付 校
年 月 日		☐ 高 崎 本 校 ☐ 高松町キャンパス ☐ 太田キャンパス ☐ 熊谷キャンパス ☐ 大宮キャンパス ☐ 南浦和キャンパス ☐ 池袋キャンパス ☐ 北千住キャンパス ☐ 横浜キャンパス

受領書類確認欄

☐ （様式1）入学願書	☐ （様式2）質問票	☐ （様式3）小論文
☐ （様式4）実務経験申告書	☐ （様式5～8）実務経験(見込)証明書(個票)	☐ （様式9～15）基礎科目履修(見込)証明書
☐ （様式16）推薦書	☐ 検定料の振込明細書	☐ 卒業証明書・主事修了証明書
☐ 社会福祉士登録証の写し 又は合格証の写し	☐ 戸籍抄本	☐ 介護実習・相談援助実習履修証明書 精神保健福祉援助実習履修証明書

※実務経験によって入学資格を満たす方は実務経験申告書・実務経験(見込)証明書(個票)が必要となります。

※基礎科目履修によって入学要件を満たす方は、基礎科目履修(見込)証明書が必要となります。

※卒業証明書・主事修了証明書は原本提出となります。また卒業証書(写)・主事修了証明書(写)ではありません。

(様式2)

※学校使用欄

質 問 票

志望学科	社 会 福 祉 士 科	☐ 一般(1年6カ月)	☐ 短期(9カ月)	性 別	年 齢
	精 神 保 健 福 祉 士 科	☐ 一般(1年7カ月)	☐ 短期(9カ月)		
フリガナ				☐ 男 ☐ 女	歳
氏 名					

質 問 項 目				
①現在、治療中の病気はありますか？	ある	ない	病 名	
			服 薬	☐ あり ☐ なし
②スクーリングに支障なく参加できますか？	はい	いいえ	※いいえと答えた方はどんな支障がありますか？状況等ご記入ください。	
③スクーリングは、どのキャンパスを希望しますか？ ※記入した会場・日程はスクーリング調整の参考とさせていただきます。	希望会場			
	☐ 高松町キャンパス ☐ 太田キャンパス ☐ 熊谷キャンパス ☐ 大宮キャンパス ☐ 南浦和キャンパス ☐ 池袋キャンパス ☐ 北千住キャンパス ☐ 横浜キャンパス ☐ 仙台特別キャンパス(社会福祉士一般養成課程のみ)			
④当校を知ったきっかけは何ですか？	☐ 学校HP ☐ ダイレクトメール ☐ 新 聞 (新聞) ☐ 広告 () ☐ インターネット広告 ☐ ビラ・チラシ () ☐ 資料請求サイト ☐ 紹 介 (紹介者:) ☐ その他 ()			
⑤学校説明会に参加しましたか？	☐ はい	参加した会場 ☐ 高崎本校		
	☐ いいえ	☐ 高松町キャンパス ☐ 熊谷キャンパス ☐ 大宮キャンパス ☐ 南浦和キャンパス ☐ 池袋キャンパス ☐ 北千住キャンパス ☐ 横浜キャンパス ☐ オンライン ☐ その他 ()		
⑥当校への入学を決めた理由は何か？(複数回答可)	☐ スクーリング日程が選べる ☐ スクーリング会場(各校)に近い ☐ 問い合わせの際の対応 ☐ 職場や知人等の紹介 ☐ 過去に講座等を受講していた ☐ 学費が納得できる ☐ サポート体制が整っている ☐ 受験対策が充実している ☐ 合格率が高い ☐ その他 ()			
⑦当校(グループ校含む)における受講歴がありますか？	☐ はい	受講校: ☐ 高崎校 ☐ 高松校 ☐ 太田校 ☐ 熊谷校 ☐ 大宮校 ☐ 南浦和校 ☐ 池袋校 ☐ 北千住校 ☐ 横浜校		
	☐ いいえ	講座名: () ※藤仁館グループ校出願者は修了証書又は受講証等のコピーを添付してください。		

(様式 3)

※学校使用欄

小論文

志望学科	社会福祉士科 ☐ 一般 ☐ 短期	精神保健福祉士科 ☐ 一般 ☐ 短期
フリガナ		
氏名		

※記入は黒色のボールペン又は黒インクの万年筆を使用してください。

※横書きで記入してください。

[illegible]

実務経験申告書

作成日 年 月 日

学校法人藤仁館学園
専門学校高崎福祉医療カレッジ学校長 殿

申告者
氏名：

印

住所：

私（申告者）の相談援助に関する実務経験は、下記の通りです。
所属機関長等の証明書を添えて申告いたします。

施設・機関		相談援助業務の実務経験 として認められる職種	勤 務 期 間（西暦）	証明権者
施設名称	施設種類			
			年 月 日～ 年 月 日 (年 ヶ月)	
			年 月 日～ 年 月 日 (年 ヶ月)	
			年 月 日～ 年 月 日 (年 ヶ月)	
			年 月 日～ 年 月 日 (年 ヶ月)	
			年 月 日～ 年 月 日 (年 ヶ月)	
実務経験期間の合計			年 ヶ月	

※上記の記載内容は「実務経験(見込)証明書(個票)」の記載内容と一致する必要があります。

※職種については「募集要項」をご確認の上、該当職種をご記入ください。

※実務経験により実習が免除となる方は実務経験申告書及び実務経験(見込)証明書(個票)が必要となります。

※証明権者の欄は実務経験証明書に記入いただいた代表者名と一致するように申告者が記入してください。

社会福祉士科
施設・事業所職員用

実務経験（見込）証明書（個票）

学校法人藤仁館学園

専門学校高崎福祉医療カレッジ学校長 殿

作成日 年 月 日

フリガナ		生年月日			
本人氏名		昭和 平成	年	月	日 (歳)
施設種類		職種			

(1) 上記の者は(西暦) 年 月 日から現在まで当施設・機関において上記の業務を行う職員として勤務していることを証明します。

(2) 上記の者は(西暦) 年 月 日から(西暦) 年 月 日まで当施設・機関において上記の業務を行う職員として勤務していたことを証明します。

証 明 日 : 年 月 日

所 在 地 : _____

法 人 名 : _____

施設・事業所名 : _____

代 表 者 名 : _____

公印

(注1) 上記の記載内容は、実務経験申告書の記載内容と一致することが必要です。

(注2) 記載内容を訂正した場合は、二重線を引き、その上に証明者の印を押印してください。

(注3) 本証明書が複数必要な場合はコピーをしてご使用ください。また、見込みにて出願の場合には
従事期間を満たした後、改めて「実務経験(見込)証明書(個票)」をご提出ください。

(注4) 実務経験を見込みで出願する場合は、2026年3月31日までに満たす必要があります。

社会福祉士科
医療機関職員用

実務経験（見込）証明書（個票）

学校法人藤仁館学園
専門学校高崎福祉医療カレッジ学校長 殿

作成日 年 月 日

フリガナ			生年月日	
本人氏名			昭和 平成	年 月 日 (歳)
施設種類			職種	
業 務 内 容	次のア～エの業務をすべて行っている職員であること（退院後生活環境相談員以外の場合）			☒ 欄
	ア 患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助			
	イ 患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助			
	ウ 患者の社会復帰に係る相談援助			
	エ 以上の相談援助業務を行うための地域における保健医療福祉の関係機関、関係職種等との連携の活動			
(1) 上記の者は(西暦) 年 月 日から現在まで当医療機関において上記の相談援助業務を行う職員として勤務していることを証明します。				
(2) 上記の者は(西暦) 年 月 日から(西暦) 年 月 日まで当医療機関において上記の相談援助業務を行う職員として勤務していたことを証明します。				
証 明 日 : 年 月 日				
所 在 地 : _____				
法 人 名 : _____				
施設・事業所名 : _____				
代 表 者 名 : _____ 公印				

(注1) 上記の記載内容は、実務経験申告書の記載内容と一致することが必要です。

(注2) 記載内容を訂正した場合は、二重線を引き、その上に証明者の印を押印してください。

(注3) 本証明書が複数必要な場合はコピーをしてご使用ください。また、見込にて出願の場合には
従事期間を満たした後、改めて「実務経験(見込)証明書(個票)」をご提出ください。

(注4) 実務経験を見込みで出願する場合は、2026年3月31日までに満たす必要があります。

社会福祉士科
社会福祉協議会職員用

※社会福祉協議会が運営する施設・事業所にお勤めの場合は（様式 5）をお使い下さい。

実務経験（見込）証明書（個票）

学校法人藤仁館学園

専門学校高崎福祉医療カレッジ学校長 殿

作成日 年 月 日

フリガナ			生年月日	
本人氏名			昭和 平成	年 月 日 (歳)
所属先	() 社会福祉協議会			
業 務 内 容	職種名 ※該当する業務内容に☑を入れてください			
	☐ 専門員（日常生活自立支援事業を行う職員）※旧地域福祉権利擁護事業			
	☐ 福祉活動専門員			
	☐ 高齢者を主とする相談援助業務		☐ 身体障害者を主とする相談援助業務	
	☐ 知的障害者を主とする相談援助業務		☐ 精神障害者を主とする相談援助業務	
	☐ 児童を主とする相談援助業務		☐ その他要援護者に対する相談援助業務	
(1) 上記の者は(西暦) 年 月 日から現在まで当社会福祉協議会において 上記の業務を行う職員として勤務していることを証明します。				
(2) 上記の者は(西暦) 年 月 日から(西暦) 年 月 日まで 当社会福祉協議会において上記の業務を行う職員として勤務していたことを証明します。				
証 明 日 : 年 月 日				
所 在 地 : _____				
法 人 名 : _____				
施設・事業所名 : _____				
代 表 者 名 : _____ 公印				

(注 1) 上記の記載内容は、実務経験申告書の記載内容と一致することが必要です。

(注 2) 記載内容を訂正した場合は、二重線を引き、その上に証明者の印を押印してください。

(注 3) 本証明書が複数必要な場合はコピーをしてご使用ください。また、見込みにて出願の場合には
従事期間を満たした後、改めて「実務経験(見込)証明書(個票)」をご提出ください。

(注 4) 実務経験を見込みで出願する場合は、2026 年 3 月 31 日までに満たす必要があります。

精神保健福祉士科
医療機関・施設（事業所）職員用

実務経験（見込）証明書（個票）

学校法人藤仁館学園
専門学校高崎福祉医療カレッジ学校長 殿

		作成日		年	月	日
フリガナ		生年月日				
本人氏名		昭和 平成	年	月	日	（ 歳）
施設種類		職種				
(1) 上記の者は(西暦) 年 月 日から現在まで当施設・機関において、上記の業務を行う職員として勤務していることを証明します。						
(2) 上記の者は(西暦) 年 月 日から(西暦) 年 月 日まで当施設・機関において、上記の業務を行う職員として勤務していたことを証明します。						
証 明 日 : 年 月 日						
所 在 地 : _____						
法 人 名 : _____						
施設・事業所名 : _____						
代 表 者 名 : _____ 公印						

- (注1) 上記の記載内容は、実務経験申告書の記載内容と一致することが必要です。
- (注2) 記載内容を訂正した場合は、二重線を引き、その上に証明者の印を押印してください。
- (注3) 本証明書が複数必要な場合はコピーをしてご使用ください。また、見込みにて出願の場合には
従事期間を満たした後、改めて「実務経験(見込)証明書(個票)」をご提出ください。
- (注4) 実務経験を見込みで出願する場合は、2026年3月31日までに満たす必要があります。

社会福祉士科（短期養成課程）
旧カリキュラム履修者用

基礎科目履修証明書

平成 21 年 3 月までに入学し、基礎科目(旧カリキュラム)を履修した方用

フリガナ		生 年 月 日	
氏 名		昭和 平成	年 月 日 (歳)
学部・学科		卒業年	年 月 卒業

上記の者は下記のとおり基礎科目を履修したことを証明する。

No.	科目名	履修状況	大学等において基礎科目を 読替えている履修科目名	読替え認定年月日及び番号等
①	心理学	履修 ・ 未履修		
	社会学	履修 ・ 未履修		
	法学	履修 ・ 未履修		
②	社会保障論	履修 ・ 未履修		
	公的扶助論	履修 ・ 未履修		
	地域福祉論	履修 ・ 未履修		
③	社会福祉原論	履修 ・ 未履修		
④	老人福祉論	履修 ・ 未履修		
⑤	障害者福祉論	履修 ・ 未履修		
⑥	児童福祉論	履修 ・ 未履修		

※基礎科目の履修とは①及び②に区分されている 3 科目のうち 1 科目以上履修かつ③～⑥までの合計 6 科目全てを履修していることが条件です。

※大学等において開講している科目の名称等が異なる場合があります。履修状況については、大学等にお問い合わせください。

上記の者は、当校において、上記基礎科目を履修したことを証明します。

年 月 日

学校所在地：

学 校 名：

代 表 者：

印

記載責任者_____

社会福祉士科（短期養成課程）
旧カリキュラム履修者用

基礎科目履修（見込）証明書

平成 21 年 4 月から令和 3 年 3 月までに入学し、基礎科目(旧カリキュラム)を履修した方用

フリガナ		生 年 月 日	
氏 名		昭和 平成	年 月 日 (歳)
学部・学科		卒業（見込）年	年 月 卒業（見込み）

上記の者は下記のとおり基礎科目を履修したことを証明する。

No.	科目名	履修状況	大学等において基礎科目を 読替えている履修科目名	読替え認定年月日及び番号等
①	人体の構造と機能及び疾病	履修 ・ 履修見込		
	心理学理論と心理学的支援	履修 ・ 履修見込		
	社会理論と社会システム	履修 ・ 履修見込		
②	社会調査の基礎	履修 ・ 履修見込		
③	相談援助の基盤と専門職	履修 ・ 履修見込		
④	福祉行財政と福祉計画	履修 ・ 履修見込		
⑤	福祉サービスの組織と経営	履修 ・ 履修見込		
⑥	社会保障	履修 ・ 履修見込		
⑦	高齢者に対する支援と介護保険制度	履修 ・ 履修見込		
⑧	障害者に対する支援と障害者自立支援制度	履修 ・ 履修見込		
⑨	児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	履修 ・ 履修見込		
⑩	低所得者に対する支援と生活保護制度	履修 ・ 履修見込		
⑪	保健医療サービス	履修 ・ 履修見込		
⑫	就労支援サービス	履修 ・ 履修見込		
	権利擁護と成年後見制度	履修 ・ 履修見込		
	更生保護制度	履修 ・ 履修見込		

※基礎科目の履修とは①及び⑫に区分されている 3 科目のうち 1 科目以上履修かつ②～⑪までの合計 12 科目全てを履修していることが条件です。

※大学等において開講している科目の名称等が異なる場合があります。履修状況については、大学等にお問い合わせください。

上記の者は、当校において、上記基礎科目を履修したことを証明します。

年 月 日

学校所在地：

学 校 名：

代 表 者：

印

記載責任者

社会福祉士科（短期養成課程）
新カリキュラム履修者用

基礎科目履修（見込）証明書

令和 3 年 4 月以降に入学し、基礎科目(新カリキュラム)を履修した方用

フリガナ		生 年 月 日	
氏 名		昭和 平成	年 月 日 (歳)
学部・学科		卒業（見込）年	年 月 卒業（見込み）

上記の者は下記のとおり基礎科目を履修したことを証明する。

No.	科目名	履修状況	大学等において基礎科目を履修している履修科目名	読替え認定年月日及び番号等
①	医学概論	履修 ・ 履修見込		
②	心理学と心理的支援	履修 ・ 履修見込		
③	社会学と社会システム	履修 ・ 履修見込		
④	社会保障	履修 ・ 履修見込		
⑤	権利擁護を支える法制度	履修 ・ 履修見込		
⑥	高齢者福祉	履修 ・ 履修見込		
⑦	障害者福祉	履修 ・ 履修見込		
⑧	児童・家庭福祉	履修 ・ 履修見込		
⑨	貧困に対する支援	履修 ・ 履修見込		
⑩	保健医療と福祉	履修 ・ 履修見込		
⑪	刑事司法と福祉	履修 ・ 履修見込		
⑫	ソーシャルワークの基盤と専門職	履修 ・ 履修見込		
⑬	ソーシャルワークの基盤と専門職（専門）	履修 ・ 履修見込		
⑭	社会福祉調査の基礎	履修 ・ 履修見込		
⑮	福祉サービスの組織と経営	履修 ・ 履修見込		
⑯	ソーシャルワーク演習	履修 ・ 履修見込		

※基礎科目の履修とは①～⑯までの合計 16 科目全てを履修していることが条件です。

※大学等において開講している科目の名称等が異なる場合があります。履修状況については、大学等にお問い合わせください。

上記の者は、当校において、上記基礎科目を履修したことを証明します。

年 月 日

学校所在地：

学 校 名：

代 表 者：

印

記載責任者

(様式 1 2)

※学校使用欄

精神保健福祉士科（短期養成課程）

旧カリキュラム履修者用

基礎科目履修証明書

平成 21 年 3 月までに入学し、基礎科目（旧カリキュラム）を履修した方用

フリガナ		生 年 月 日	
氏 名		昭和 平成	年 月 日 (歳)
学部・学科		卒業年	年 月 卒業

上記の者は下記のとおり基礎科目を履修したことを証明する。

No.	科目名	履修状況	大学等において基礎科目を読替えている履修科目名	読替え認定年月日及び番号等
①	心理学	履修 ・ 未履修		
	社会学	履修 ・ 未履修		
	法学	履修 ・ 未履修		
②	社会保障論	履修 ・ 未履修		
	公的扶助論	履修 ・ 未履修		
	地域福祉論	履修 ・ 未履修		
③	社会福祉原論	履修 ・ 未履修		
④	医学一般	履修 ・ 未履修		
⑤	精神保健福祉援助技術総論	履修 ・ 未履修		

※基礎科目の履修とは①及び②に区分されている 3 科目のうち 1 科目以上履修かつ③～⑤までの合計 5 科目全てを履修していることが条件です。

※大学等において開講している科目の名称等が異なる場合があります。履修状況については、大学等にお問い合わせください。

上記の者は、当校において、上記基礎科目を履修したことを証明します。

年 月 日

学校所在地：

学 校 名：

代 表 者：

印

記載責任者_____

精神保健福祉士科（短期養成課程）

旧カリキュラム履修者用

基礎科目履修証明書

平成 21 年度 4 月から平成 24 年 3 月までに入学し、基礎科目（旧カリキュラム）を履修した方用

フリガナ		生 年 月 日	
氏 名		昭和 平成	年 月 日（ 歳）
学部・学科		卒業年	年 月 卒業

上記の者は下記のとおり基礎科目を履修したことを証明する。

No.	科目名	履修状況	大学等において基礎科目を 読替えている履修科目名	読替え認定年月日及び番 号等
①	人体の構造と機能及び疾病	履修 ・ 未履修		
	心理学理論と心理学的支援	履修 ・ 未履修		
	社会理論と社会システム	履修 ・ 未履修		
②	社会保障	履修 ・ 未履修		
③	低所得者に対する支援と生活保護制度	履修 ・ 未履修		
④	福祉行財政と福祉計画	履修 ・ 未履修		
⑤	保健医療サービス	履修 ・ 未履修		
⑥	権利擁護と成年後見制度	履修 ・ 未履修		
⑦	精神保健福祉援助技術総論	履修 ・ 未履修		

※基礎科目の履修とは①に区分されている 3 科目のうち 1 科目以上履修かつ②～⑦までの合計 7 科目全てを履修していることが条件です。

※大学等において開講している科目の名称等が異なる場合があります。履修状況については、大学等にお問い合わせください。

上記の者は、当校において、上記基礎科目を履修したことを証明します。

年 月 日

学校所在地：

学 校 名：

代 表 者：

印

記載責任者_____

精神保健福祉士科（短期養成課程）
旧カリキュラム履修者用

基礎科目履修（見込）証明書

平成 24 年 4 月から令和 3 年 3 月までに入学し、基礎科目（旧カリキュラム）を履修した方用

フリガナ		生 年 月 日	
氏 名		昭和 平成	年 月 日（ 歳）
学部・学科		卒業（見込）年	年 月 卒業（見込み）

上記の者は下記のとおり基礎科目を履修したことを証明する。

No.	科目名	履修状況	大学等において基礎科目を 読替えている履修科目名	読替え認定年月日及び番号等
①	人体の構造と機能及び疾病	履修 ・ 履修見込		
	心理学理論と心理学的支援	履修 ・ 履修見込		
	社会理論と社会システム	履修 ・ 履修見込		
②	現代社会と福祉	履修 ・ 履修見込		
③	地域福祉の理論と方法	履修 ・ 履修見込		
④	社会保障	履修 ・ 履修見込		
⑤	低所得者に対する支援と生活保護制度	履修 ・ 履修見込		
⑥	福祉行財政と福祉計画	履修 ・ 履修見込		
⑦	保健医療サービス	履修 ・ 履修見込		
⑧	権利擁護と成年後見制度	履修 ・ 履修見込		
⑨	障害者に対する支援と障害者自立支援制度	履修 ・ 履修見込		
⑩	精神保健福祉相談援助の基盤（基礎）	履修 ・ 履修見込		
⑪	精神保健福祉援助演習（基礎）	履修 ・ 履修見込		

※基礎科目の履修とは①に区分されている 3 科目のうち 1 科目以上履修かつ②～⑪までの合計 1 1 科目全てを履修していることが条件です。

※大学等において開講している科目の名称等が異なる場合があります。履修状況については、大学等にお問い合わせください。

上記の者は、当校において、上記基礎科目を履修したことを証明します。

年 月 日

学校所在地：

学 校 名：

代 表 者：

印

記載責任者_____

精神保健福祉士科（短期養成課程）
新カリキュラム履修者用

基礎科目履修（見込）証明書

令和 3 年 4 月以降に入学し、基礎科目(新カリキュラム)を履修した方用

フリガナ		生 年 月 日	
氏 名		昭和 平成	年 月 日 (歳)
学部・学科		卒業（見込）年	年 月 卒業（見込み）

上記の者は下記のとおり基礎科目を履修したことを証明する。

No.	科目名	履修状況	大学等において基礎科目を履修している履修科目名	読替え認定年月日及び番号等
①	医学概論	履修 ・ 履修見込		
②	心理学と心理的支援	履修 ・ 履修見込		
③	社会学と社会システム	履修 ・ 履修見込		
④	社会福祉の原理と政策	履修 ・ 履修見込		
⑤	地域福祉と包括的支援体制	履修 ・ 履修見込		
⑥	社会保障	履修 ・ 履修見込		
⑦	障害者福祉	履修 ・ 履修見込		
⑧	権利擁護を支える法制度	履修 ・ 履修見込		
⑨	刑事司法と福祉	履修 ・ 履修見込		
⑩	社会福祉調査の基礎	履修 ・ 履修見込		
⑪	ソーシャルワークの基盤と専門職	履修 ・ 履修見込		
⑫	ソーシャルワーク演習	履修 ・ 履修見込		

※基礎科目の履修とは①～⑫までの合計 12 科目全てを履修していることが条件です。

※大学等において開講している科目の名称等が異なる場合があります。履修状況については、大学等にお問い合わせください。

上記の者は、当校において、上記基礎科目を履修したことを証明します。

年 月 日

学校所在地：

学 校 名：

代 表 者：

印

記載責任者_____

推薦書

学校法人藤仁館学園
専門学校高崎福祉医療カレッジ学校長 殿

法人名：_____

施設・事業所名：_____

代表者名：_____ 代表者印

所在地：〒_____

電話番号：_____

FAX 番号：_____

下記の者は、貴校の課程を修めるのにふさわしい人物であると認め、ここに推薦いたします。

フリガナ		性別	生年月日
氏 名		☐ 男 ☐ 女	昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 (_____ 歳) 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 (_____ 歳)

推 薦 理 由			
作成担当者 所属部署		作成担当者	
		印	

10年・20年先を見据えた、
リカレント教育体系の確立へ！

学校法人藤仁館学園 Takasaki College of Welfare & Medical

専門学校高崎福祉医療カレッジ

【厚生労働大臣指定校・群馬県認可専修学校】【文部科学大臣 職業実践専門課程認定校】
介護福祉士養成施設／社会福祉主事養成機関／介護福祉士実務者養成施設
社会福祉士一般養成施設・短期養成施設／精神保健福祉士一般養成施設・短期養成施設
看護師養成所〔通学・3年制〕〔2年課程通信制〕

※2026年4月1日より校名が「藤仁館医療福祉専門学校」に変わります

<https://www.tojinkan.ac.jp/>